

別添 1

業務の区分	当該業務を行う病院又は診療所の構造設備	当該業務を行うための体制	当該業務の実績
救急医療	<p>次の基準に該当すること。</p> <p>当該病院が救急医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び専用病床（専ら救急患者のために使用される病床をいう。）又は優先的に使用される病床（専用病床を有していないが、救急患者のために一定数確保されている病床をいう。）を有していること。</p>	<p>次の基準の全てに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 2. 当該病院において救急患者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。 	<p>1 又は 2 の基準に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該病院において時間外等加算割合が 20% 以上であること。 ※「時間外等加算割合」とは、直近に終了した 3 会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）における次に掲げる算定件数（療養の給付及び公費負担医療の費用に関する請求に関する省令（昭和 51 年厚生省令第 3 6 号）に定める方法により審査支払機関に請求を行い、支払を受けた件数をいう。以下同じ。）の合計の初診料算定件数に占める割合をいう。以下同じ。 ①診療時間以外の時間（休日及び深夜（午後 10 時から翌日の午前 6 時までをいう。以下同じ。）を除く。）において初診を行った場合の時間外加算の算定件数 ②休日（深夜を除く。）において初診を行った場合の休日加算の算定件数 ③深夜において初診を行った場合の深夜加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数 2. 当該病院において夜間等救急自動車等搬送件数を 3 で除した数が 750 件以上であること。 ※「夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した 3 会計年度にお

			ける夜間（午後6時から翌日の午前8時までをいうものとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日、年末年始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）及び土曜日又はその振替日）における救急自動車等による搬送を受け入れた件数をいう。以下同じ。なお、「救急自動車等による搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）第2条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる搬送をいう。
精神科救急医療の場合	次の基準に該当すること。 当該病院が精神科救急医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、保護室、面会室等）を有していること。	次の基準の全てに該当すること。 1. 当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において精神科救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 2. 当該病院が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第5条の2第1号から第3号までに掲げる基準を満たすこと。	次の基準に該当すること。 当該病院において直近に終了した3会計年度における精神疾患に係る時間外等診療件数が、当該病院の所在地が属する精神科救急医療圏内の人口1万人対7.5件以上であること。 ※「時間外等診療件数」とは、次に掲げる算定件数の合計をいう。 ①診療時間以外の時間（休日及び深夜を除く。以下同じ。）において初診又は再診を行った場合の時間外加算の算定件数（患者又はその看護に当たっている者から電話等によって治療上の意見を求められて指示した場

			<p>合に算定することができる再診料の件数は除く。②から④までにおいても同じ。)</p> <p>②休日（深夜を除く。以下同じ。）において初診又は再診を行った場合の休日加算の算定件数</p> <p>③深夜において初診又は再診を行った場合の深夜加算の算定件数</p> <p>④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診又は再診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数</p> <p>※なお、①～④以外であって、診療時間以外の時間、休日又は深夜における初診又は再診に引き続いて入院した患者数についても、「時間外等診療件数」に含めること。</p> <p>※精神科救急医療圏内の人口は、直近に公表された国勢調査又は人口推計年報（総務省統計局）による都道府県又は市区町村別の人口総数の合計数をいう。</p>
災害医療	<p>次の基準の全てに該当すること。</p> <p>1. 当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる施設（診療に必要な施設は耐震構造を有すること。）を全て有していること。</p> <p>(1) 集中治療室</p> <p>(2) 診療部門（診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び病室</p> <p>(3) 備蓄倉庫</p> <p>2. 当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる設備及び物資を全て有してい</p>	<p>次の基準の全てに該当すること。</p> <p>1. 当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において災害医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。</p> <p>2. 当該病院において救急患者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。</p> <p>3. 法第30条の12の2第1項に規定する災害・感染症医療業務従事者（以下「災害・感染症医療業務従事者」という。）</p>	<p>次の基準の全てに該当すること。</p> <p>1. 当該病院において時間外等加算割合が16%以上、又は夜間等救急自動車等搬送件数を3で除した数が600件以上であること。</p> <p>2. 直近に終了した会計年度において、当該病院に勤務する職員が、次に掲げる訓練又は研修に参加していること。</p> <p>(1) 都道府県又は国が実施する防災訓練</p> <p>(2) 国が実施する災害派遣医療チーム（DMAT）研修</p> <p>3. 過去において、災害時における都道府</p>

	<p>ること。</p> <p>(1) 簡易ベッド</p> <p>(2) 携帯用医療機器</p> <p>(3) 食料、飲料水及び医薬品等の物資</p> <p>(4) 自家発電装置</p> <p>(5) トリアージタグ</p> <p>(6) 救急用自動車</p> <p>(7) 広域災害・救急医療情報システムの端末</p> <p>3. 当該病院の敷地内又は近接地にヘリコプターの離発着場を確保していること。</p>	<p>により組織された災害派遣医療チーム（以下「災害派遣医療チーム(DMAT)」という。）を有し、法第30条の12の6第1項に規定する協定を締結していること。</p>	<p>県又は国からの災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請を拒否しなかったこと。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。</p>
<p>新興感染症発生・まん延時における医療</p> <p>※ 「新興感染症発生・まん延時における医療」とは、法第30の4第2項第5号ハに掲げるそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるときにおける医療をいう。</p>	<p>次の基準の全てに該当すること。</p> <p>1. 当該病院が新興感染症発生・まん延時における医療施設として必要な次に掲げる施設を全て有していること。</p> <p>(1) 陰圧病室（確保病床の半数以上）</p> <p>(2) 個室病室</p> <p>(3) 発熱患者等専用として使用可能な診察室（プレハブ・簡易テント等を含む。）</p> <p>(4) 集中治療室（一部は陰圧化できるものであること。）</p> <p>(5) 診療部門（診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び病室</p> <p>(6) 備蓄倉庫</p> <p>2. 当該病院が新興感染症発生・まん延時における医療施設として必要な次に掲げる設備及び物資を全て有していること。</p> <p>(1) 病床において酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な設備</p> <p>(2) 感染を判断するための検査機器</p> <p>(3) 簡易ベッド</p> <p>(4) 個人防護具</p>	<p>次の基準の全てに該当すること。</p> <p>1. 当該病院において新興感染症発生・まん延時における医療の確保に関する事業に係る感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、次の(1)及び(2)に掲げる措置ごとに定める基準を満たす内容を含む医療措置協定を締結し、当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において当該医療措置協定を締結した医療提供施設として記載されていること。</p> <p>(1) 病床確保 都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に即応病床化すること及び確保する病床数が30床以上であること。</p> <p>(2) 発熱外来 都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に開始すること及び1日当たり20人以上の診療を行うものであること。</p> <p>2. 当該病院において救急患者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。</p>	<p>次の基準の全てに該当すること。</p> <p>1. 当該病院において時間外等加算割合が16%以上、又は夜間等救急自動車等搬送件数を3で除した数が600件以上であること。</p> <p>2. 直前に終了した会計年度において、当該病院に勤務する職員が、次のいずれかの訓練又は研修に参加していること。</p> <p>(1) 当該病院が実施する新興感染症の対応に係る訓練又は研修</p> <p>(2) 外部の機関が実施する新興感染症の対応に係る訓練又は研修</p> <p>3. 感染症法第36条の4第2項に規定する勧告を受けたことがないこと。</p>

	<p>(5) 感染した患者を隔離するための動線確保に必要なパーテーション等</p> <p>(6) その他、都道府県知事の判断により当該病院に求める機能に応じて必要となる設備（例：重症患者に対応するための体外式膜型人工肺）</p> <p>ただし、これらの施設及び設備のうち申請時に有していない施設又は設備がある場合において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第36条の3第1項に規定する医療措置協定（以下「医療措置協定」という。）を締結した日から3年を超えない範囲で当該病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画を作成し、当該都道府県知事が当該計画を適当と認めたときは、上記基準に該当するものとする。この場合、当該病院を開設する医療法人は社会医療法人の認定後、当該計画が完了するまでの間、毎会計年度終了後3月以内に、主たる事務所の所在地の都道府県知事にその進捗状況を報告することとし、正当な理由なく期間内に当該施設又は設備を有することができないときは、基準に該当しないものとみなす。</p>	<p>3. 災害派遣医療チーム（DMAT）若しくは災害・感染症医療業務従事者により組織された災害派遣精神医療チーム（DPAT）又は災害・感染症医療業務従事者である災害支援ナースを有し、法第30条の12の6第1項に規定する協定及び感染症法第36条の2第1項第5号に規定する派遣に係る措置をその内容に含む医療措置協定を締結していること。</p>	
<p>へき地医療</p> <p>※ 「へき地」とは、へき地保健医療対策実施要綱（平成13年医政発第529号）に基づくへき地をい</p>	<p>1又は2の基準に該当すること。</p> <p>1. 当該病院がへき地医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び病室を有していること。</p> <p>また、必要に応じ、医師住宅又は看護師住宅を有していること。</p>	<p>次の基準に該当すること。</p> <p>当該病院又は診療所の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画においてへき地医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。</p> <p>なお、へき地診療所を開設する医療法</p>	<p>へき地医療施設が病院の場合、1、2又は3の基準に該当すること。この場合において、医師の延べ派遣日数及び巡回診療の延べ診療日数について、同日同場所に派遣され又は巡回する医師が複数の場合には、複数の派遣又は巡回が適切な状況で行われているかどうかについて確認し、短時間であ</p>

<p>う。</p>	<p>2. 当該診療所がへき地診療所（へき地保健医療対策実施要綱に基づくへき地診療所をいう。）として必要な診療部門（診察室、処置室等）を有していること。</p> <p>また、必要に応じ、医師住宅又は看護師住宅を有していること。</p>	<p>人が当該へき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合にあっては、当該全ての病院において、へき地の患者を受け入れるための病室その他へき地医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）を有し、かつ、へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。</p> <p>また、へき地医療拠点病院に医師を派遣する当該病院にあっては、当該病院において、当該へき地医療拠点病院が医師を派遣する当該へき地診療所に係るへき地の患者及び当該へき地医療拠点病院が巡回診療を行う当該へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。</p>	<p>る等必要と判断する場合には、単数による派遣又は巡回として取り扱うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該病院において直近に終了した会計年度におけるへき地に所在する診療所（当該病院が所在する都道府県内のへき地に所在する診療所に限る。）に対する医師の延べ派遣日数（派遣日数を医師数で乗じた日数をいう。）が53人日以上であること。 2. 当該病院において直近に終了した会計年度におけるへき地（当該病院が所在する都道府県内のへき地に限る。）における巡回診療の延べ診療日数（診療日数を医師数で乗じた日数をいう。）が53人日以上であること。 3. 当該病院において直近に終了した会計年度におけるへき地医療拠点病院（当該病院が所在する都道府県内のへき地医療拠点病院に限る。）に対する医師の延べ派遣日数（診療日数を医師数で乗じた日数をいう。）が106人日以上であること、かつ、当該へき地医療拠点病院からへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数（当該病院から医師の派遣を受けて行われた当該へき地医療拠点病院から当該へき地診療所に対する医師の延べ派遣日数に限る。）が106人日以上であること、又は当該へき地医療拠点病院のへき地における巡回診療の延べ診療日数（当該病院から医師の派遣を受けて行われた当該へき地医療拠点病院の当該へき地における巡回診療の延べ診療日数に限る。）が106人日以上であること。
-----------	---	---	--

			<p>この場合において、当該病院から当該へき地医療拠点病院に派遣される医師の診療科と、当該へき地医療拠点病院から当該へき地診療所へ派遣される医師及び当該へき地における巡回診療を行う医師の診療科は同一であることが望ましい。</p> <p>へき地診療所の場合、次の基準に該当すること。</p> <p>当該へき地診療所において直近に終了した会計年度における診療日が209日以上であること。</p>
周産期医療	<p>次の基準の全てに該当すること。</p> <p>1. 当該病院が周産期医療施設として必要な次に掲げる施設を全て有していること。</p> <p>(1) 母体胎児集中治療管理室</p> <p>(2) 新生児集中治療管理室</p> <p>(3) 診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び専用病床（専ら周産期患者のために使用される病床をいう。）</p> <p>2. 当該病院が周産期医療施設として必要な次に掲げる設備を全て有していること。</p> <p>(1) 分娩監視装置</p> <p>(2) 新生児用呼吸循環監視装置</p> <p>(3) 超音波診断装置</p> <p>(4) 新生児用人工換気装置</p> <p>(5) 微量輸液装置</p> <p>(6) 保育器</p>	<p>次の基準の全てに該当すること。</p> <p>1. 当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において周産期医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。</p> <p>2. 当該病院において産科に係る救急患者に対し医療を提供する体制及び緊急帝王切開術を実施できる体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。</p>	<p>次の基準の全てに該当すること。</p> <p>1. 当該病院において直近に終了した3会計年度における分娩実施件数を3で除した件数が500件以上であること。</p> <p>2. 当該病院において直近に終了した3会計年度における母体搬送件数を3で除した件数が10件以上であること。</p> <p>なお、「母体搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプター及びこれに準ずるヘリコプターによる妊婦、産婦又はじよく婦の搬送をいう。</p> <p>3. 当該病院において直近に終了した3会計年度におけるハイリスク分娩管理加算の算定件数が3件以上であること。</p>
小児救急医療	<p>次の基準に該当すること。</p> <p>当該病院が小児救急医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検</p>	<p>次の基準の全てに該当すること。</p> <p>1. 当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において小児救急医</p>	<p>次の基準に該当すること。</p> <p>当該病院において6歳未満の乳幼児の時間外等加算割合が20%以上であるこ</p>

	<p>査施設、エックス線診療室、調剤所等)及び専用病床(専ら小児救急患者のために使用される病床をいう。)又は優先的に使用される病床(専用病床を有していないが、小児救急患者のために一定数確保されている病床をいう。)を有していること。</p>	<p>療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。</p> <p>2. 当該病院において小児救急患者に対し医療を提供する体制(いわゆるオンコール体制も含む。)を常に確保していること。</p>	<p>と。</p> <p>※「6歳未満の乳幼児の時間外等加算割合」とは、直前に終了した3会計年度における次に掲げる算定件数の合計の6歳未満の乳幼児の初診料算定件数に占める割合をいう。</p> <p>①診療時間以外の時間(休日及び深夜を除く。以下同じ。)において6歳未満の乳幼児の初診を行った場合の時間外加算の算定件数</p> <p>②休日(深夜を除く。以下同じ。)において6歳未満の乳幼児の初診を行った場合の休日加算の算定件数</p> <p>③深夜において6歳未満の乳幼児の初診を行った場合の深夜加算の算定件数</p> <p>④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が6歳未満の乳幼児の初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数</p> <p>※なお、①～④以外であって、診療時間以外の時間、休日又は深夜における初診に引き続いて入院した患者数についても、上記の算定件数の合計に含めること。</p>
--	---	--	---

(備考)

○ 医療法施行令第5条の5の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は医療法第52条第1項の規定による社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類の届出における実績に令和2年2月から令和4年3月までの月の分の実績を含む場合

救急医療、災害医療、新興感染症発生・まん延時における医療及びへき地医療については以下の基準とする（特例部分は太字）

業務の区分	当該業務を行う病院又は診療所の構造設備	当該業務を行うための体制	当該業務の実績
救急医療	<p>次の基準に該当すること。</p> <p>当該病院が救急医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び専用病床（専ら救急患者のために使用される病床をいう。）又は優先的に使用される病床（専用病床を有していないが、救急患者のために一定数確保されている病床をいう。）を有していること。</p>	<p>次の基準の全てに該当すること。</p> <p>1. 当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。</p> <p>2. 当該病院において救急患者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。</p>	<p>1 又は 2 の基準に該当すること。</p> <p>1. 当該病院において時間外等加算割合が20%以上であること。</p> <p>※「時間外等加算割合」とは、直近に終了した3会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）における次に掲げる算定件数（療養の給付及び公費負担医療の費用に関する請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）に定める方法により審査支払機関に請求を行い、支払を受けた件数をいう。以下同じ。）の合計の初診料算定件数に占める割合をいう。以下同じ。</p> <p>①診療時間以外の時間（休日及び深夜（午後10時から翌日の午前6時までをいう。以下同じ。）を除く。）において初診を行った場合の時間外加算の算定件数</p> <p>②休日（深夜を除く。）において初診を行った場合の休日加算の算定件数</p> <p>③深夜において初診を行った場合の深夜加算の算定件数</p> <p>④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数</p> <p>2. 当該病院において夜間等救急自動車等</p>

			<p>搬送件数を3で除した数が基準値(別表1(*1)の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表2(*2)の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数(国又は地方公共団体からの要請(新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。))を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を加算した数)を750から控除した数(小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)をいう。)以上であり、かつ、直近に終了した3会計年度のうち少なくとも1会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が750件以上であること。</p> <p>※「夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した3会計年度における夜間(午後6時から翌日の午前8時までをいうものとし、休日を除く。)及び休日(日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日、年末年始の日(1月1日を除く12月29日から1月3日まで)及び土曜日又はその振替日)における救急自動車等による搬送を受け入れた件数をいう。また、「1会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した3会計年度のうちのいずれかの1会計年度における夜間及び休日における救</p>
--	--	--	--

			急自動車等による搬送を受け入れた件数をいう。以下同じ。なお、「救急自動車等による搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成19年法律第103号)第2条に規定する救急医療用ヘリコプター(以下「救急医療用ヘリコプター」という。)及びこれに準ずるヘリコプターによる搬送をいう。
精神科救急医療の場合	次の基準に該当すること。 当該病院が精神科救急医療施設として必要な診療部門(診察室、処置室、保護室、面会室等)を有していること。	次の基準の全てに該当すること。 1. 当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において精神科救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 2. 当該病院が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和25年厚生省令第31号)第5条の2第1号から第3号までに掲げる基準を満たすこと。	次の基準に該当すること。 当該病院において直近に終了した3会計年度における精神疾患に係る時間外等診療件数が、当該病院の所在地が属する精神科救急医療圏内の人口1万人対(7.5-国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数×0.02÷3)件以上であること。 ※「時間外等診療件数」とは、次に掲げる算定件数の合計をいう。 ①診療時間以外の時間(休日及び深夜を除く。以下同じ。)において初診又は再診を行った場合の時間外加算の算定件数(患者又はその看護に当たっている者から電話等によって治療上の意見を求められて指示した場合に算定することができる再診料の件数は除く。②から④までにおいても同じ。) ②休日(深夜を除く。以下同じ。)において初診又は再診を行った場合の休日加算の算定件数

			<p>③深夜において初診又は再診を行った場合の深夜加算の算定件数</p> <p>④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診又は再診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数</p> <p>※なお、①～④以外であって、診療時間以外の時間、休日又は深夜における初診又は再診に引き続いて入院した患者数についても、「時間外等診療件数」に含めること。</p> <p>※精神科救急医療圏内の人口は、直近に公表された国勢調査又は人口推計年報（総務省統計局）による都道府県又は市区町村別の人口総数の合計数をいう。</p>
災害医療	<p>次の基準の全てに該当すること。</p> <p>1. 当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる施設（診療に必要な施設は耐震構造を有すること。）を全て有していること。</p> <p>(1) 集中治療室</p> <p>(2) 診療部門（診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び病室</p> <p>(3) 備蓄倉庫</p> <p>2. 当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる設備及び物資を全て有していること。</p> <p>(1) 簡易ベッド</p> <p>(2) 携帯用医療機器</p> <p>(3) 食料、飲料水及び医薬品等の物資</p> <p>(4) 自家発電装置</p>	<p>次の基準の全てに該当すること。</p> <p>1. 当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において災害医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。</p> <p>2. 当該病院において救急患者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。</p> <p>3. 法第30条の12の2第1項に規定する災害・感染症医療業務従事者（以下「災害・感染症医療業務従事者」という。）により組織された災害派遣医療チーム（以下「災害派遣医療チーム（DMAT）」という。）を有し、法第30条の12の6第1項に規定する協定を締結していること。</p>	<p>次の基準の全てに該当すること。</p> <p>1. 当該病院において時間外等加算割合が16%以上、又は夜間等救急自動車等搬送件数を3で除した数が基準値（別表3（*3）の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表4（*4）の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数（国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を加算した数）を600から控除した数（小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいう。以下同じ。）以上であり、かつ、直近に終了した3会計年度のうち少なくとも1会計年度に</p>

	<p>(5) トリアージタグ (6) 救急用自動車 (7) 広域災害・救急医療情報システムの端末</p> <p>3. 当該病院の敷地内又は近接地にヘリコプターの離発着場を確保していること。</p>		<p>おける夜間等救急自動車等搬送件数が600件以上であること。</p> <p>2. 直近に終了した会計年度において、当該病院に勤務する職員が、次に掲げる訓練又は研修に参加していること。</p> <p>(1) 都道府県又は国が実施する防災訓練 (2) 国が実施する災害派遣医療チーム(DMAT)研修</p> <p>3. 過去において、災害時における都道府県又は国からの災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請を拒否しなかったこと。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。</p>
<p>新興感染症発生・まん延時における医療</p> <p>※ 「新興感染症発生・まん延時における医療」とは、法第30の4第2項第5号ハに掲げるそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるときにおける医療をいう。</p>	<p>次の基準の全てに該当すること。</p> <p>1. 当該病院が新興感染症発生・まん延時における医療施設として必要な次に掲げる施設を全て有していること。</p> <p>(1) 陰圧病室(確保病床の半数以上) (2) 個室病室 (3) 発熱患者等専用として使用可能な診察室(プレハブ・簡易テント等を含む。) (4) 集中治療室(一部は陰圧化できるものであること。) (5) 診療部門(診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等)及び病室 (6) 備蓄倉庫</p> <p>2. 当該病院が新興感染症発生・まん延時における医療施設として必要な次に掲げる設備及び物資を全て有していること。</p> <p>(1) 病床において酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な設備</p>	<p>次の基準の全てに該当すること。</p> <p>1. 当該病院において新興感染症発生・まん延時における医療の確保に関する事業に係る感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、次の(1)及び(2)に掲げる措置ごとに定める基準を満たす内容を含む医療措置協定を締結し、当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において当該医療措置協定を締結した医療提供施設として記載されていること。</p> <p>(1) 病床確保 都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に即応病床化すること及び確保する病床数が30床以上であること。 (2) 発熱外来 都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に開始すること及び1日当たり20人以上の診療を行うものであること。</p>	<p>次の基準の全てに該当すること。</p> <p>1. 当該病院において時間外等加算割合が16%以上又は夜間等救急自動車等搬送件数を3で除した数が基準値以上であり、かつ、直近に終了した3会計年度のうち少なくとも1会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が600件以上であること。</p> <p>2. 直近に終了した会計年度において、当該病院に勤務する職員が、次のいずれかの訓練又は研修に参加していること。</p> <p>(1) 当該病院が実施する新興感染症の対応に係る訓練又は研修 (2) 外部の機関が実施する新興感染症の対応に係る訓練又は研修</p> <p>3. 感染症法第36条の4第2項に規定する勧告を受けたことがないこと。</p>

	<p>(2) 感染を判断するための検査機器 (3) 簡易ベッド (4) 個人防護具 (5) 感染した患者を隔離するための動線確保に必要なパーテーション等 (6) その他、都道府県知事の判断により当該病院に求める機能に応じて必要となる設備（例：重症患者に対応するための体外式膜型人工肺）</p> <p>ただし、これらの施設及び設備のうち申請時に有していない施設又は設備がある場合において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第36条の3第1項に規定する医療措置協定（以下「医療措置協定」という。）を締結した日から3年を超えない範囲で当該病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画を作成し、当該都道府県知事が当該計画を適当と認めたときは、上記基準に該当するものとする。この場合、当該病院を開設する医療法人は社会医療法人の認定後、当該計画が完了するまでの間、毎会計年度終了後3月以内に、主たる事務所の所在地の都道府県知事にその進捗状況を報告することとし、正当な理由なく期間内に当該施設又は設備を有することができないときは、基準に該当しないものとみなす。</p>	<p>2. 当該病院において救急患者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。 3. 災害派遣医療チーム（DMAT）若しくは災害・感染症医療業務従事者により組織された災害派遣精神医療チーム（DPAT）又は災害・感染症医療業務従事者である災害支援ナースを有し、法第30条の12の6第1項に規定する協定及び感染症法第36条の2第1項第5号に規定する派遣に係る措置をその内容に含む医療措置協定を締結していること。</p>	
<p>へき地医療 ※ 「へき地」とは、へき地保健医療対策実施要綱（平</p>	<p>1又は2の基準に該当すること。 1. 当該病院がへき地医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及</p>	<p>次の基準に該当すること。 当該病院又は診療所の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画においてへき地医療の確保に関する事業に係る医</p>	<p>へき地医療施設が病院の場合、1、2又は3の基準に該当すること。この場合において、医師の延べ派遣日数及び巡回診療の延べ診療日数について、同日同場所に派遣さ</p>

<p>成13年医政発第529号)に基づくへき地をいう。</p>	<p>び病室を有していること。 また、必要に応じ、医師住宅又は看護師住宅を有していること。</p> <p>2. 当該診療所がへき地診療所（へき地保健医療対策実施要綱に基づくへき地診療所をいう。）として必要な診療部門（診察室、処置室等）を有していること。 また、必要に応じ、医師住宅又は看護師住宅を有していること。</p>	<p>療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。</p> <p>なお、へき地診療所を開設する医療法人が当該へき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合にあっては、当該全ての病院において、へき地の患者を受け入れるための病室その他へき地医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）を有し、かつ、へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。</p> <p>また、へき地医療拠点病院に医師を派遣する当該病院にあっては、当該病院において、当該へき地医療拠点病院が医師を派遣する当該へき地診療所に係るへき地の患者及び当該へき地医療拠点病院が巡回診療を行う当該へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。</p>	<p>れ又は巡回する医師が複数の場合には、複数の派遣又は巡回が適切な状況で行われているかどうかについて確認し、短時間である等必要と判断する場合には、単数による派遣又は巡回として取り扱うこと。</p> <p>1. 当該病院において直前に終了した会計年度におけるへき地に所在する診療所（当該病院が所在する都道府県内のへき地に所在する診療所に限る。）に対する医師の延べ派遣日数（派遣日数を医師数で乗じた日数をいう。）が（53—国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数）人日以上であること。 ※派遣を行うことができなかった日数が1月当たり4日を超える場合は、その月については当該日数を4日として計算することとする。</p> <p>2. 当該病院において直前に終了した会計年度におけるへき地（当該病院が所在する都道府県内のへき地に限る。）における巡回診療の延べ診療日数（診療日数を医師数で乗じた日数をいう。）が（53—国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかった日数）人日以上であること。 ※巡回診療を行うことができなかった日数が1月当たり4日を超える場合は、その月については当該日数を4日として計算することとする。</p> <p>3. 当該病院において直前に終了した会計年度におけるへき地医療拠点病院（当該病院が所在する都道府県内のへき地医</p>
---------------------------------	--	---	---

			<p>療拠点病院に限る。)に対する医師の延べ派遣日数(診療日数を医師数で乗じた日数をいう。)が(106-国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数)人日以上であること、かつ、当該へき地医療拠点病院からへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数(当該病院から医師の派遣を受けて行われた当該へき地医療拠点病院から当該へき地診療所に対する医師の延べ派遣日数に限る。)が(106-国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数)人日以上であること、又は当該へき地医療拠点病院のへき地における巡回診療の延べ診療日数(当該病院から医師の派遣を受けて行われた当該へき地医療拠点病院の当該へき地における巡回診療の延べ診療日数に限る。)が(106-国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかった日数)人日以上であること。</p> <p>※それぞれ、医師の派遣を行うことができなかった日数又は巡回診療を行うことができなかった日数が1月当たり9日を超える場合は、その月については当該日数を9日として計算することとする。</p> <p>この場合において、当該病院から当該へき地医療拠点病院に派遣される医師の診療科と、当該へき地医療拠点病院から当該へき地診療所へ派遣される医師</p>
--	--	--	--

			<p>及び当該へき地における巡回診療を行う医師の診療科は同一であることが望ましい。</p> <p>へき地診療所の場合、次の基準に該当すること。</p> <p>当該へき地診療所において直近に終了した会計年度における診療日が(2019-国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数)日以上であること。</p> <p>※国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数が1月当たり17日を超える場合は、その月については当該日数を17日として計算することとする。</p>
--	--	--	---

*1 別表1

直近に終了した3会計年度に含まれる令和2年2月から令和3年3月までの月数	750から控除する数
0月	0
1月	2
2月	4
3月	5
4月	7
5月	9
6月	11
7月	13

8月	14
9月	16
10月	18
11月	20
12月	21
13月	23
14月	25

*2 別表2

直前に終了した3会計年度に含まれる令和3年4月から令和4年3月までの月数	750から控除する数
0月	0
1月	2
2月	5
3月	7
4月	10
5月	12
6月	15
7月	17
8月	20
9月	22
10月	25

1 1月	2 7
1 2月	3 0

* 3 別表 3

直近に終了した3会計年度に含まれる令和2年2月から令和3年3月までの月数	6 0 0から控除する数
0月	0
1月	1
2月	3
3月	4
4月	6
5月	7
6月	9
7月	1 0
8月	1 1
9月	1 3
1 0月	1 4
1 1月	1 6
1 2月	1 7
1 3月	1 9
1 4月	2 0

* 4 別表 4

直近に終了した3会計年度に含まれる令和3年4月から令和4年3月までの月数	600から控除する数
0月	0
1月	2
2月	4
3月	6
4月	8
5月	10
6月	12
7月	14
8月	16
9月	18
10月	20
11月	22
12月	24

別添 2-1 (新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合)

令和 年 月 日

都道府県知事 殿

主たる事務所の所在地
医療法人 会
理事長

社会医療法人認定申請書

標記について、医療法施行令第5条の5及び同法施行規則第30条の36の規定に基づき申請します。

記

救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名称	所在地	

注1) 「救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所」欄には、医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合する病院又は診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）を全て記載すること。

注2) 「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第30条の4第2項第5号に掲げる医療（以下参照）のいずれに係るものであるかの別（当該施設で医療法第42条の2第1項第5号の基準を満たすものが複数ある場合は、その全て）を記載すること。

- 救急医療（精神科救急医療の基準を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること。）
- 災害医療 ○新興感染症発生・まん延時における医療 ○へき地医療 ○周産期医療
- 小児救急医療

別添 2-2 (社会医療法人が関係書類を毎会計年度終了後3月以内に届け出る場合)

令和 年 月 日

都道府県知事 殿

主たる事務所の所在地
社会医療法人 会
理事長

決 算 届

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの決算を終了したので、
医療法第52条第1項の規定により届出します。

記

救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名 称	所 在 地	

注1) 「救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所」欄には、医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合する病院又は診療所(指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。)を全て記載すること。

注2) 「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第30条の4第2項第5号に掲げる医療(以下参照)のいずれに係るものであるかの別(当該施設で医療法第42条の2第1項第5号の基準を満たすものが複数ある場合は、その全て)を記載すること。

○救急医療(精神科救急医療の要件を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること。)

○災害医療 ○新興感染症発生・まん延時における医療 ○へき地医療 ○周産期医療

○小児救急医療

1. 社会医療法人関係書類一覧

申請書類一覧		申請時	毎決算後	備考			
<input type="checkbox"/>	社会医療法人認定申請書	○	—				
<input type="checkbox"/>	決算届	—	○				
<input type="checkbox"/>	別表（医療法第42条の2第1項第4号の要件に該当する旨を説明する書類）	○	○				
（医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類）							
<input type="checkbox"/>	添付書類（構造設備及び体制）	○	○	※			
<input type="checkbox"/>	添付書類1-1（救急医療） 時間外等加算件数明細表	左記の添付書類のうち該当する要件のものを添付	左記の添付書類のうち該当する要件のものを添付	※			
<input type="checkbox"/>	添付書類1-2（救急医療） 夜間等救急自動車等搬送件数明細表 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）						
<input type="checkbox"/>	添付書類1-3（精神科救急医療） 時間外等診療件数明細表 受診時間等を証明する書類 応急入院指定病院である旨を証明する書類（指定書等写し）						
<input type="checkbox"/>	添付書類2（災害医療） 添付書類1-1（救急医療）又は1-2（救急医療）（添付資料を含む） 訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）						
<input type="checkbox"/>	添付書類3（新興感染症発生・まん延時における医療） 添付書類1-1（救急医療）又は1-2（救急医療）（添付資料を含む） 訓練又は研修ごとに参加した職員の役職名及び所属を記載したリスト 訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）						
<input type="checkbox"/>	添付書類4-1（へき地医療） 医師派遣明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援診療所との協定書等写し）						
<input type="checkbox"/>	添付書類4-2（へき地医療） 巡回診療明細表 巡回診療の延べ診療日数を証明する書類（事業計画書等）						
<input type="checkbox"/>	添付書類4-3（へき地医療） へき地診療所診療日明細表						
<input type="checkbox"/>	添付書類4-4（へき地医療） 医師派遣明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類（協定書等写し）						
<input type="checkbox"/>	添付書類4-5（へき地医療） 医師派遣明細表、巡回診療明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類、巡回診療の延べ診療日数を証明する書類						
<input type="checkbox"/>	添付書類5（周産期医療） 母体搬送件数明細表 母体搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）						
<input type="checkbox"/>	添付書類6（小児救急医療） 時間外等加算件数明細表 受診時間等を証明する書類						
（公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類）							
<input type="checkbox"/>	添付書類7（公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営））				○	○	

	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準	○	○	※
	直前に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書	○	—	
<input type="checkbox"/>	書類付表 1 (理事、監事、社員及び評議員に関する明細表)	○	○	
<input type="checkbox"/>	書類付表 2 (経理等に関する明細表)	○	○	
<input type="checkbox"/>	書類付表 3 (保有する資産の明細表)	○	○	※
	添付書類 8 (公的な運営に関する要件 (医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 6 号) に	○	○	
<input type="checkbox"/>	該当する旨を説明する書類 (事業))			
	診療報酬規程	○	○	

- 注) (1) 該当する書類にチェックをすること。
(2) 備考欄の※印は、毎会計年度終了後 3 月以内の届出に係る書類のうち都道府県において閲覧に供するものであること。
(3) 申請関係書類の中にある申請者名の欄は法人名及び理事長名、住所の欄は主たる事務所の所在地を記載すること。
(4) 閲覧に供する書類について、個人情報に係る記載((3)を除く。)がある場合にあっては、必要な措置を講ずるものとする。

2. 定款（寄附行為）変更認可申請関係書類一覧

申 請 書 類 一 覧
<input type="checkbox"/> 定款（寄附行為）変更認可申請書
<input type="checkbox"/> 定款又は寄附行為の変更内容（新旧条照表を添付すること。）及びその事由を記載した書類
<input type="checkbox"/> 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続きを経たことを証する書類 … 社団の医療法人にあつては、社員総会の議事録 … 財団の医療法人にあつては、理事会及び評議員会の議事録
(医療法第42条の2第1項の収益業務を行う場合)
<input type="checkbox"/> 収益業務の概要及び運営方法を記載した書類
<input type="checkbox"/> 定款又は寄附行為変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
<input type="checkbox"/> 新たに寄附を受ける場合、その申込書の写し (寄附が不動産の場合、その申込書の写し、登記事項証明書及びその評価額を証明する書類)
<input type="checkbox"/> 土地、建物等を賃貸する場合、その契約書の写しと登記事項証明書

注) (1) 新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合、又は社会医療法人の認定が取り消された場合にあつては、医療法第54条の9第3項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。

(2) 該当する書類にチェックをすること。

3. 決算届出関係書類一覧

届 出 書 類 一 覧
(基本書類)
<input type="checkbox"/> 事業報告書
<input type="checkbox"/> 財産目録
<input type="checkbox"/> 貸借対照表
<input type="checkbox"/> 損益計算書
<input type="checkbox"/> 関係事業者との取引の状況に関する報告書
<input type="checkbox"/> 監事の監査報告書
<input type="checkbox"/> 医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類 (「1. 社会医療法人関係書類一覧」参照)
(医療法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した場合（当該社会医療法人債の総額について償還済みであるものを除く。))
上記に掲げる基本書類
<input type="checkbox"/> 純資産変動計算書
<input type="checkbox"/> キャッシュ・フロー計算書
<input type="checkbox"/> 附属明細表
<input type="checkbox"/> 公認会計士又は監査法人の監査報告書
(医療法第51条第2項の厚生労働省令で定める基準に該当する場合)
上記に掲げる基本書類
<input type="checkbox"/> 純資産変動計算書
<input type="checkbox"/> 附属明細表

公認会計士又は監査法人の監査報告書

- 注) (1) 社会医療法人が医療法第52条第1項の規定に基づく書類の届出をしようとする場合、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類も併せて届出する必要があること。
- (2) 会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあっても、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間を含めて届出することに留意すること。
- (3) 会計年度の中途において社会医療法人の認定が取り消された場合にあっては、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類を届出する必要がないこと。
- (4) 該当する書類にチェックをすること。

別表 2

医療法第42条の2第1項第4号口の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名 _____

住 所： _____

以下のとおり相違ありません。

1 開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院

名 称	所 在 地	救急医療等確保事業の別

2 隣接市町村（注）に開設する全ての診療所、介護老人保健施設及び介護医療院

名 称	所 在 地	救急医療等確保事業の別
		/

（注）隣接市町村とは、当該医療法人の開設する病院の所在地を含む二次医療圏に隣接した市町村（当該病院の所在地の都道府県以外の都道府県の市町村であり、特別区を含む。）のこと。

（記載上の注意事項）

- 医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合するか否かに係わらず開設する病院、診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）、介護老人保健施設及び介護医療院を全て記載すること。
- 「救急医療等確保事業の別」欄に記載する内容は、申請書（別添2-1）又は決算届（別添2-2）に記載した内容と一致していること。

添付書類

- 当該医療法人が開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の所在地が示された地図

別添3

社会医療法人の定款例	備 考
<p style="text-align: center;">社会医療法人〇〇会定款</p> <p style="text-align: center;">第1章 名称及び事務所</p> <p>第1条 本社は、社会医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第2条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(4) 〇〇介護医療院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本会社が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会医療法人は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の37に規定する基金制度を採用することができないため、基金制度を採用する医療法人が社会医療法人の認定を受ける場合には、拠出者に基金を返還し、定款から基金の章を削除することが必要であること。 ・ 医療法人〇〇会から社会医療法人〇〇会への名称の変更については、登記事項の変更の登記（組合等登記令（昭和39年政令第29号）第6条参照）及び登記事項変更登記完了の届出（医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の12参照）が必要であること。 ・ 事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。 ・ 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第4条第1項及び第2項、第5条並びに第29条第4項において同じ。） ・ 本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理す

<p>(1) ○○病院 ○○県○○郡(市)○○町(村) (2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村) (3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村) (4) ○○介護医療院 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>3 本団が○○県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院(診療所)の名称は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○県医療計画に記載された救急医療(○○病院) (2) ○○県医療計画に記載された災害医療(○○病院) (3) ○○県医療計画に記載された新興感染症発生・まん延時における医療(○○病院) (4) ○○県医療計画に記載されたへき地医療(○○診療所) (5) ○○県医療計画に記載された周産期医療(○○病院) (6) ○○県医療計画に記載された小児救急医療(○○病院)</p> <p>第5条 本団は、前条に掲げる病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)を経営するほか、次の業務を行う。 ○○看護師養成所の経営</p> <p>第6条 本団は、前2条に掲げる業務のほか、次の収益業務を行う。</p> <p>(1) 駐車場業 (2) 料理品小売業</p> <p>第3章 資産及び会計</p> <p>第7条 本団の資産は次のとおりとする。</p> <p>(1) 設立当時の財産 (2) 設立後寄附された金品 (3) 事業に伴う収入 (4) その他の収入</p> <p>2 本団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。</p> <p>第8条 本団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p>	<p>る病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。(以下、第29条第4項及び第30条第5項において同じ。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本項には、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第42条の2第1項第4号の規定に基づいて行う救急医療等確保事業に係る業務及び法第42条の2第1項第5号の基準に適合する病院又は診療所を掲げる。 ・当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、1以上(2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、原則、それぞれの都道府県で1以上)のものが、法第42条の2第1項第5号の基準に適合していることが必要であること。 ・本条には、法第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。 ・本条には、法第42条の2第1項の規定に基づいて行う収益業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。 <p>・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが</p>
---	---

<p>(1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金〇〇万円 (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品</p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p> <p>第9条 本団体の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。</p> <p>(1) 〇〇病院の病床の増床（令和〇〇年実施予定） (2) 診療所の新規開設（令和〇〇年実施予定） (3) 介護老人保健施設の新規開設（令和〇〇年実施予定） (4) 介護医療院の新規開設（令和〇〇年実施予定） (5) 訪問看護ステーションの新規開設（令和〇〇年実施予定）</p> <p>3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、若しくは改良しない場合又は事業を行わない場合にあつては、理事会及び社員総会の議決を経て、取り崩すものとする。</p> <p>第10条 資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p> <p>第11条 本団体の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。</p> <p>第12条 本団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。</p> <p>第13条 本団体の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。</p>	<p>望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財産の取得又は改良に充てるための資金及び特定事業準備資金は、他の資金と明確に区分して経理されていること。 ・ 特定事業準備資金を保有しない場合については、「2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。」、「3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない場合にあつては、理事会及び社員総会の議決を経て、取り崩すものとする。」とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 任意に1年間を定めても差し支えない。（法第53条参照） ・ 法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人（以下「社会医療法人債発行法人」という。）については、「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」とい
---	---

2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。

第14条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。

第4章 社員

第15条 本社の社員中、親族等の数は、社員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

第16条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。

2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第17条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

う。)とする。

- ・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書、公認会計士又は監査法人の監査報告書及び本社の定款」とする。
- ・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書」とする。
- ・2以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。

- ・社員の親族等とは、次に掲げる者とする。
 - ① 社員のいずれか1人
 - ② ①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
 - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該社員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ⑤ ③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

<p>(1) 除 名 (2) 死 亡 (3) 退 社</p> <p>2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。</p> <p>第 18 条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、退社することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 社員総会</p> <p>第 19 条 理事長は、定時社員総会を、毎年〇回、〇月に開催する。</p> <p>2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。</p> <p>3 理事長は、総社員の 5 分の 1 以上の社員から社員総会の目的である事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求があつた日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。</p> <p>4 社員総会の招集は、期日の少なくとも 5 日前までに、その社員総会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。</p> <p>第 20 条 社員総会の議長は、社員の中から社員総会において選任する。</p> <p>第 21 条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 定款の変更 (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） (3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更 (4) 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し (5) 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し (6) 収支予算及び決算の決定又は変更 (7) 重要な資産の処分 (8) 借入金額の最高限度の決定 (9) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準の決定及び変更 (10) 社員の入社及び除名 (11) 本社の解散 (12) 他の医療法人との合併契約の締結</p> <p>2 その他重要な事項についても、社員総会の議決を経ることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。 ・ 定時社員総会は、収支予算の決定と決算の決定のため年 2 回以上開催することが望ましい。 ・ 5 分の 1 を下回る割合を定めることもできる。 ・ 招集の通知は、定款で定めた方法により行う。書面のほか電子的方法によることも可。
---	---

第22条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。

2 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段に定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

第23条 社員は、社員総会において各1個の議決権及び選挙権を有する。

第24条 社員総会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

第25条 社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第26条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第27条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

第6章 役員

第28条 本団に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上○名以内
うち理事長1名

(2) 監事 2名以上○名以内

第29条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 本団の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数は、役員総数の3分の1を、他の同一の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの数の3分の1を超えて含まれてはならない。なお、監事については、他の役員親族等が含まれてはならない。

・理事は6名以上、監事は2名以上を置かなければならない。

・役員親族等とは、次に掲げる者とする。

① 役員いずれか1人

② ①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族

③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

⑤ ③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

<p>3 理事長は、理事会において、理事の中から選出する。</p> <p>4 本団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p> <p>5 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p> <p>6 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。</p> <p>第30条 理事長は本団を代表し、本団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。</p> <p>2 理事長は、医療法人の業務を執行し、 （例1）3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 （例2）毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他の同一の団体の理事等とは、次に掲げる者とする。 ① 他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であつて法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）を除く。以下同じ。）の理事又は使用人である者 ② 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者 <ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えられないことができる。（法第46条の5第6項参照） ・理事の職への再任を妨げるものではない。 <ul style="list-style-type: none"> ・この報告は、現実に開催された理事会において行わなければならない、報告を省略することはできない。
---	--

職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

3 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。

4 監事は、次の職務を行う。

(1) 本社の業務を監査すること。

(2) 本社の財産の状況を監査すること。

(3) 本社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会及び理事会に提出すること。

(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事、社員総会又は理事会に報告すること。

(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。

(6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。

5 監事は、本社の理事又は職員（本社の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第31条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、第28条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

第32条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した社員の議決権の3分の2以上の賛成がなければ、決議することができない。

第33条 役員の報酬については勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。

第34条 役員の報酬等は別に定める基準により支給する。

第35条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本社の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本社との取引

(3) 本社がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本社とその理事との利益が相反

・ 3分の2を上回る割合を定めることもできる。

<p>する取引</p> <p>2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。</p> <p>第36条 本社は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。</p> <p>2 本社は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本会社があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第7章 理事会</p> <p>第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本社の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 理事長の選出及び解職 (4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定 (5) 多額の借財の決定 (6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定 (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定</p> <p>第39条 理事会は、理事長が招集する。この場合、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</p> <p>2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。</p> <p>3 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。</p> <p>4 理事会の招集は、期日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。</p> <p>5 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。</p> <p>第40条 理事会の議長は、理事長とする。</p> <p>第41条 理事は、理事会において各1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。</p> <p>第42条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段に定めがあ</p>	<p>・本条を規定するか否かは任意。</p> <p>・1週間を下回る期間を定めることもできる。</p>
---	---

<p>る場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第21条第1号から第8号までに掲げる事項は、理事会において特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の多数による議決を必要とする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。</p> <p>第44条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。</p> <p style="text-align: center;">第8章 定款の変更</p> <p>第45条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。</p> <p style="text-align: center;">第9章 解散及び合併</p> <p>第46条 本社は、次の事由によって解散する。</p> <p>(1) 目的たる業務の成功の不能</p> <p>(2) 社員総会の決議</p> <p>(3) 社員の欠亡</p> <p>(4) 他の医療法人との合併</p> <p>(5) 破産手続開始の決定</p> <p>(6) 設立認可の取消し</p> <p>2 本社は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。</p> <p>3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、〇〇県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>第47条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。</p> <p>2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本会社が解散した場合には、〇〇県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。</p> <p>(1) 現務の結了</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 過半数を上回る割合を定めることもできる。 • 本項を規定するか否かは任意。 • 署名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可。
---	--

(2) 債権の取立て及び債務の弁済

(3) 残余財産の引渡し

第48条 本団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、国若しくは地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させるものとする。

第49条 本団は、総社員の同意があるときは、〇〇県知事の認可を得て、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併することができる。

第10章 雑則

第50条 本団の公告は、

(例1) 官報に掲載する方法

(例2) 〇〇新聞に掲載する方法

(例3) 電子公告（ホームページ）

によって行う。

(例3の場合)

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報（又は〇〇新聞）に掲載する方法によって行う。

第51条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

別添 4

社会医療法人の寄附行為例	備 考
<p style="text-align: center;">社会医療法人〇〇会寄附行為</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条 本財団は、社会医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第 2 条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第 4 条 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(4) 〇〇介護医療院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本財団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(4) 〇〇介護医療院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>3 本財団が〇〇県知事から社会医療法人として認定を受けて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法人〇〇会から社会医療法人〇〇会への名称の変更については、登記事項の変更の登記（組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）第 6 条参照）及び登記事項変更登記完了の届出（医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第 5 条の 12 参照）が必要であること。 ・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。 ・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第 4 条第 1 項及び第 2 項、第 5 条並びに第 28 条第 4 項において同じ。） ・本項には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第 28 条第 4 項及び第 29 条第 5 項において同じ。） ・本項には、医療法（昭和 23 年

<p>実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院（診療所）の名称は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○県医療計画に記載された救急医療（○○病院）</p> <p>(2) ○○県医療計画に記載された災害医療（○○病院）</p> <p>(3) ○○県医療計画に記載された新興感染症発生・まん延時における医療（○○病院）</p> <p>(4) ○○県医療計画に記載されたへき地医療（○○診療所）</p> <p>(5) ○○県医療計画に記載された周産期医療（○○病院）</p> <p>(6) ○○県医療計画に記載された小児救急医療（○○病院）</p> <p>第5条 本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p>○○看護師養成所の経営</p> <p>第6条 本財団は、前2条に掲げる業務のほか、次の収益業務を行う。</p> <p>(1) 駐車場業</p> <p>(2) 料理品小売業</p> <p>第3章 資産及び会計</p> <p>第7条 本財団の資産は次のとおりとする。</p> <p>(1) 設立当時の財産</p> <p>(2) 設立後寄附された金品</p> <p>(3) 事業に伴う収入</p> <p>(4) その他の収入</p> <p>2 本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。</p> <p>第8条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <p>(1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金○○万円</p> <p>(2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品</p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び評議員会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p> <p>第9条 本財団の資産は、理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資</p>	<p>法律第205号。以下「法」という。）第42条の2第1項第4号の規定に基づいて行う救急医療等確保事業に係る業務及び法第42条の2第1項第5号の基準に適合する病院又は診療所を掲げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、1以上（2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、原則、それぞれの都道府県で1以上）のものが、法第42条の2第1項第5号の基準に適合していることが必要であること。 ・本条には、法第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。 ・本条には、法第42条の2第1項の規定に基づいて行う収益業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。 <p>・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産の取得又は改良に充てる
---	---

金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。

- (1) ○○病院の病床の増床（令和○○年実施予定）
- (2) 診療所の新規開設（令和○○年実施予定）
- (3) 介護老人保健施設の新規開設（令和○○年実施予定）
- (4) 介護医療院の新規開設（令和○○年実施予定）
- (5) 訪問看護ステーションの新規開設（令和○○年実施予定）

3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、若しくは改良しない場合又は事業を行わない場合にあつては、理事会及び評議員会の議決を経て、取り崩すものとする。

第10条 資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第11条 本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び評議員会の議決を経て定める。

第12条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第13条 本財団の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び評議員会の承認を受けなければならない。

2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を○○県知事に届け出なければならない

ための資金及び特定事業準備資金は、他の資金と明確に区分して経理されていること。

・特定事業準備資金を保有しない場合については、「2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。」、「3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない場合にあつては、理事会及び評議員会の議決を経て、取り崩すものとする。」とする。

・任意に1年間を定めても差し支えない。（法第53条参照）

・法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人（以下「社会医療法人債発行法人」という。）については、「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）」とする。

・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書、公認会計士又は監査法人の監査報告書及び本財団の寄附行為」とする。

・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事

い。

第14条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。

第4章 評議員

第15条 本財団に、評議員〇名以上〇名以内を置く。

第16条 評議員は、次に掲げる者から理事会において選任した者につき、理事長が委嘱する。

- (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者
- (2) 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に関して識見を有する者
- (3) 医療を受ける者
- (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者

2 評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の定数の同数以下となることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

3 評議員は、役員又は職員を兼ねることはできない。

の監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書」とする。

・ 2以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。

・ 評議員は理事の定数を超える数とする。ただし、都道府県知事の認可を受け理事が1人又は2人の場合にあつては、3人以上とする。

・ 評議員の親族等とは、次に掲げる者とする。

- ① 評議員のいずれか1人
- ② ①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
- ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ⑤ ③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

第 17 条 本財団は、評議員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

2 本財団は、評議員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該評議員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本財団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 5 章 評議員会

第 18 条 理事長は、定時評議員会を、毎年〇回、〇月に開催する。

2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時評議員会を招集することができる。

3 理事長は、総評議員の 5 分の 1 以上の評議員から評議員会の目的である事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。

4 評議員会の招集は、期日の少なくとも 5 日前までに、その評議員会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に通知しなければならない。

第 19 条 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

第 20 条 次の事項は、評議員会の議決を経なければならない。

- (1) 寄附行為の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更
- (4) 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し
- (5) 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し
- (6) 収支予算及び決算の決定又は変更
- (7) 重要な資産の処分
- (8) 借入金額の最高限度の決定
- (9) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準の決定及び変更
- (10) 本財団の解散
- (11) 他の医療法人との合併契約の締結

2 その他重要な事項についても、評議員会の議決を経ることができる。

第 21 条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。

2 評議員会の議事は、法令又はこの寄附行為に別段の定めが

・本項を規定するか否かは任意。

・ 5 分の 1 の割合については、これを下回る割合を定めることができる。

・ 招集の通知は、寄附行為で定めた方法により行う。書面のほか電子的方法によることも可。

ある場合を除き、出席した評議員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第22条 評議員は、評議員会において1個の議決権及び選挙権を有する。

第23条 評議員会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

第24条 評議員会の議決事項につき特別の利害関係を有する評議員は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第26条 評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。

第6章 役員

第27条 本財団に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上○名以内
うち理事長1名

(2) 監事 2名以上○名以内

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 本財団の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数は、役員の数分の3分の1を、他の同一の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの数の3分の1を超えて含まれてはならない。なお、監事については、他の役員の子族等が含まれてはならない。

・理事は6名以上、監事は2名以上、評議員は理事の定数を超える数を置かなければならない。

・役員の子族等とは、次に掲げる者とする。

- ① 役員の子族等1人
- ② ①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の子族
- ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ⑤ ③又は④に掲げる者の子族でこれらの者と生計を一にしているもの

・他の同一の団体の理事等とは、次に掲げる者とする。

- ① 他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公

<p>3 理事長は、理事会において、理事の中から選出する。</p> <p>4 本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p> <p>5 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p> <p>6 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。</p> <p>第29条 理事長は本財団を代表し、本財団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。</p> <p>2 理事長は、医療法人の業務を執行し、 （例1）3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 （例2）毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>3 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。</p> <p>4 監事は、次の職務を行う。 （1）本財団の業務を監査すること。 （2）本財団の財産の状況を監査すること。</p>	<p>衆衛生に関する学術団体であつて法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）を除く。以下同じ。）の理事又は使用人である者</p> <p>② 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えられないことができる。（法第46条の5第6項参照） ・理事の職への再任を妨げるものではない。 ・この報告は、現実に開催された理事会において行わなければならない。報告を省略することはできない。
--	--

(3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に評議員会及び理事会に提出すること。

(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事、評議員会又は理事会に報告すること。

(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

(6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

5 監事は、本財団の理事、評議員又は職員（本財団の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第30条 役員の任期は2年とし、ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、第27条に定める員数が欠けた場合には、役員の任期又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

第31条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した評議員の議決権の3分の2以上の賛成がなければ決議することができない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

第32条 役員の報酬については勤務実態に即して支給することとし、役員又は評議員の地位にあることのみによっては支給しない。

第33条 役員の報酬等は、別に定める基準により支給する。

第34条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本財団の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本財団との取引

(3) 本財団がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本財団とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取

・ 3分の2を上回る割合を定めることもできる。

引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第35条 本財団は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

2 本財団は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本財団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 理事会

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第37条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本財団の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選出及び解職
- (4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定
- (5) 多額の借財の決定
- (6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定
- (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定

第38条 理事会は、理事長が招集する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。

3 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長が理事会を招集しなければならない。

4 理事会の招集は、期日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。

5 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。

第39条 理事会の議長は、理事長とする。

第40条 理事は、理事会において各1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第41条 理事会の決議は、法令又はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

・本条を規定するか否かは任意。

・1週間を下回る期間を定めることもできる。

・過半数を上回る割合を定めることもできる。

2 前項の規定にかかわらず、第20条第1号から第8号までに掲げる事項は、理事会において特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときはこの限りでない。

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第43条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

第8章 寄附行為の変更

第44条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の議決を経、かつ、〇〇県知事の認可を得なければならない。

第9章 解散及び合併

第45条 本財団は、次に事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 他の医療法人との合併
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) 設立認可の取消し

2 前項第1号の事由による解散は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の議決を経、かつ、〇〇県知事の認可を受けなければならない。

第46条 本財団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。

2 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第47条 本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、国若しくは地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させるものとする。

第48条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の議決を経、かつ、〇〇県知事の認可を得て、他の財団

・本項を規定するか否かは任意。

・署名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可。

たる医療法人又は社団たる医療法人と合併することができる。

第10章 雑則

第49条 本財団の公告は、

(例1) 官報に掲載する方法

(例2) ○○新聞に掲載する方法

(例3) 電子公告（ホームページ）

によって行う。

(例3の場合)

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報（又は○○新聞）に掲載する方法によって行う。

第50条 この寄附行為の施行細則は、理事会及び評議員会の議決を経て定める。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

医療法人〇〇会
理事長 〇〇 〇〇 殿

〇〇 県 知 事

社会医療法人の認定について

貴法人から令和〇〇年〇〇月〇〇日付けでされた医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2第1項の規定に係る認定申請については、同条同項の要件を満たすものとして認定したので通知します。

なお、認定後においても、当該要件を満たさないこととなったと認められる場合には、この認定を取り消すこととなるからこの旨申し添えます。

注1．認定後2週間以内に主たる事務所の所在地において、3週間以内に従たる事務所の所在地において、名称変更の登記をすること。

注2．認定を受けた後速やかに、国税庁長官が定める届出書に本認定書の写し及び定款又は寄附行為の写し等を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出すること。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

社会医療法人〇〇会
理事長 〇〇 〇〇 殿

〇〇 県 知 事

社会医療法人の認定の取消について

貴法人については、下記のとおり医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2第1項第〇号の要件を満たさないことが認められたため、同法第64条の2第1項の規定により、社会医療法人の認定を取り消します。

記

（取り消した理由）

注1．定款又は寄附行為に規定された名称の変更及び収益業務の削除等について、定款又は寄附行為の変更認可申請を早急に行うこと。

注2．認定の取消しを受けた後速やかに、国税庁長官が定める届出書に本認定取消書の写し及び定款又は寄附行為の写し等を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出すること。

添付書類（構造設備及び体制）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名： _____

住 所： _____

以下のとおり相違ありません。

施設名	
施設の所在地	
管轄保健所名	

1 診療科目

科 目	科	科	科	科	科	科
	科	科	科	科	科	科
	科	科	科	科	科	科

2 許可病床数

一 般		療 養		結 核		精 神		感 染 症		合 計	
室	床	室	床	室	床	室	床	室	床	室	床

3 構造設備

(1) 総括表 (該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。)

業務の区分	施設	設備等
<input type="checkbox"/> 救急医療 <input type="checkbox"/> 精神科救急医療 <input type="checkbox"/> 災害医療 <input type="checkbox"/> 新興感染症発生・まん延時における医療 <input type="checkbox"/> へき地医療 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> へき地診療所 <input type="checkbox"/> 周産期医療 <input type="checkbox"/> 小児救急医療	<input type="checkbox"/> 集中治療室 <input type="checkbox"/> 集中治療室(一部は陰圧化が可能なもの) <input type="checkbox"/> 母体胎児集中治療管理室 <input type="checkbox"/> 新生児集中治療管理室 <input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 発熱患者等専用として使用可能な診察室(プレハブ・簡易テント等を含む。) <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 保護室 <input type="checkbox"/> 面会室 <input type="checkbox"/> 診察室(発熱) <input type="checkbox"/> 専用病床(床) <input type="checkbox"/> 優先的に使用される病床 <input type="checkbox"/> 陰圧病室(確保病床 床) ※医療措置協定による確保病床(床)の半数以上が陰圧病室内にあること。 <input type="checkbox"/> 個室病室 <input type="checkbox"/> 備蓄倉庫 <input type="checkbox"/> ヘリポート(<input type="checkbox"/> 敷地内 <input type="checkbox"/> 近接地) <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	<input type="checkbox"/> 病床において酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な設備 <input type="checkbox"/> 感染を判断するための検査機器 <input type="checkbox"/> 分娩監視装置 <input type="checkbox"/> 新生児用呼吸循環監視装置 <input type="checkbox"/> 超音波診断装置 <input type="checkbox"/> 新生児用人工換気装置 <input type="checkbox"/> 微量輸液装置 <input type="checkbox"/> 保育器 <input type="checkbox"/> 簡易ベッド <input type="checkbox"/> 携帯用医療機器 <input type="checkbox"/> 個人防護具 <input type="checkbox"/> 感染患者を隔離し動線確保に必要なパーテーション等 <input type="checkbox"/> 食料 <input type="checkbox"/> 飲料水 <input type="checkbox"/> 医薬品 <input type="checkbox"/> 自家発電装置 <input type="checkbox"/> トリアージタグ <input type="checkbox"/> 救急用自動車 <input type="checkbox"/> 広域災害・救急医療情報システム <input type="checkbox"/> 新興感染症発生・まん延時の医療の提供において都道府県知事が求める機能に応じて必要となる設備()

○ 「新興感染症発生・まん延時における医療」については、申請時に有していない施設又は設備がある場合において、医療措置協定を締結した日から3年を超えない範囲で当該協定を締結した病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画(様式任意)がある場合は、これを添付するとともに、以下を記載すること。

<p>「新興感染症発生・まん延時における医療」に係る施設又は設備の整備計画の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備計画 (○年○月完成予定) ・設備整備計画 (○年○月整備予定)

(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要

区 分	構造の概要	耐震基準	用途の区分	室 数

(3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病 院 名	施 設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
	<input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数 (床) <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	
	<input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数 (床) <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	
	<input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数 (床) <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	

※ へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあつては、(1) 総括表の「施設」欄の記載と重複するため、本表の「施設」欄は記載不要。

4 職種別従業員数

職種 人員	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
	定員																
実人員																	
内特殊 関係者																	

5 勤務体制

	体制	昼間（15時現在）		夜間（3時現在）		休日（15時現在）	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
医師	病院内						
	オンコール						
内 精神科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 産婦人科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
薬剤師	病院内						
	オンコール						
診療放射線技師	病院内						
	オンコール						
臨床検査技師	病院内						
	オンコール						
看護師	病院内						
	オンコール						
合計	病院内						
	オンコール						
内 救急医療（再掲） （精神科救急医療含む）	病院内						
	オンコール						
内 周産期医療（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児救急医療（再掲）	病院内						
	オンコール						

6 その他の体制

※「有無」について、有の場合は空欄に「○」を付すこと。

(1) 精神科救急医療の場合のみ

<ul style="list-style-type: none"> 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都道府県知事の指定の有無 	
<ul style="list-style-type: none"> 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常時勤務する指定医の人数 	人

(2) 災害医療の場合のみ

<ul style="list-style-type: none"> 災害派遣医療チーム（DMAT）の有無 	
--	--

(3) 新興感染症発生・まん延時における医療の場合のみ

①感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定であって、同項第1号に掲げる事項に係るものについて

<p>次の措置を全て含む協定締結の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に即応病床化し、かつ確保病床数が30床以上であることを内容に含んだ病床確保に係る措置 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に開始し、かつ1日当たり20人以上の診療を行うことを内容に含んだ発熱外来に係る措置 医療人材派遣に係る措置 	
--	--

②医療法第30条の12の6第1項に規定する協定について

<ul style="list-style-type: none"> 災害派遣医療チーム（DMAT）に係る協定締結の有無 	
<ul style="list-style-type: none"> 災害派遣精神医療チーム（DPAT）に係る協定締結の有無 	
<ul style="list-style-type: none"> 災害支援ナースに係る協定締結の有無 	

※都道府県知事と締結した「医療措置協定」及び「医療法第30条の12の6第1項に規定する協定」を添付すること。

「添付書類（構造設備及び体制）」の記載要領

1 各表共通

申請書又は決算届に記載した救急医療等確保事業を行っている病院（診療所）毎に記載すること。

2 「2 許可病床数」

医療法に基づき「患者収容定員」として使用許可を受けている「許可病床」の数を記載すること。

3 「3 構造設備」

(1) 「(1) 総括表」には、該当する業務の区分(複数の基準に該当する場合はその全て)及び所有する施設又は設備等の口にチェックすること。

(2) 「(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要」は、以下のとおり記載すること。

① 「区分」欄には、建物の棟等の異なるごとに、その建物の名称（例えば、本館、第1外来診療棟、第1病棟等）を記載すること。

② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要（例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造2階建等）を記載すること。

③ 「耐震基準」欄には、「耐震基準を有する」又は「耐震基準を有しない」を記載すること。

※ 耐震構造を有する場合は、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和56年5月31日以前に建築された建物であっても、建築基準法（昭和56年6月1日施行令改正）に基づく耐震基準を満たすものや耐震補強工事等により新耐震基準を満たすものをいう。

④ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等）を記載すること。

⑤ 「室数」欄には、その建物の用途別の区分に応じ、その室数を記載すること。

(3) 「(3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要」には、医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当するへき地診療所の所在地の都道府県において、当該医療法人が開設するすべての病院について記載すること。

① 「施設」欄には、該当する施設の口にチェックすること（へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあっては、(1) 総括表に記載済みのため記載不要）。

② 「へき地からの入院患者の受入れ体制」欄には、その具体的な体制（例えば、病院開院時間におけるへき地の患者の受け入れ（外来、入院、検査等）の可否、〇〇病院が所有する患者輸送車により搬送できる体制、情報システムにより診療を支援できる体制等）を記載すること。

なお、へき地医療拠点病院へ医師を派遣する病院にあっては、へき地医療拠点病院からへき地診療所へ派遣された医師との連携を図るため、へき地診療所で対応困難な場合等において、当該病院の窓口を經由して対応可能な医師等に相談し、必要な助言・指導を受けられる体制（例えば、「担当窓口：〇〇室、対応方法：へき地診療所からの応援要請（へき地医療拠点病院を経由する場合を含む。）に対して対応可能な医師等に院内PHSで連絡し、適切な助言指導を行う。」など）についても記載すること。

4 「4 職種別従業員数」

(1) 直近に終了した会計年度の末日における人数を記載すること。

(2) 特殊関係者とは、医療法人の設立者、理事、監事、社員若しくは評議員（以下「設立者等」という。）又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいう。なお、親族等とは、次の者をいう。

① 設立者等の配偶者及び三親等以内の親族

② 設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ 設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

④ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

5 「5 勤務体制」

(1) 休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び年末年

始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）を指すこと。）の欄には、直近に終了した会計年度の最終の休日における勤務体制を記載すること。

(2) 昼間、夜間の欄には、直近に終了した会計年度の(1)の休日を除く最終の日における勤務体制を記載すること。

(3) 専任とは、救急医療（精神科救急医療）、周産期医療又は小児救急医療を担当するために配置された者を指す。

添付書類 1-1 (救急医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名： _____

住 所： _____

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

[時間外等加算割合]

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	A 件
内 時間外加算の算定件数	件	件	① 件
内 休日加算の算定件数	件	件	② 件
内 深夜加算の算定件数	件	件	③ 件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	④ 件
時間外等加算割合 {(①+②+③+④) / A}			%

(記載上の注意事項)

- 直前に終了した3会計年度における初診料（診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一区分番号A000に掲げるものをいう。）の算定件数を記載すること。

添付資料

- 時間外等加算件数明細表

時間外等加算件数明細表

(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

(合 計)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 1 - 2 (救急医療)

医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：

住 所：

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

[夜間等救急自動車等搬送件数]

消防機関の救急自動車による搬送件数	①	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	②	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	③	件
ヘリコプターによる搬送件数	④	件
合 計		件
3 会計年度平均		件
直近に終了した 3 会計年度に含まれる令和 2 年 2 月から令和 3 年 3 月までの月数 (A)		月
直近に終了した 3 会計年度に含まれる令和 3 年 4 月から令和 4 年 3 月までの月数 (B)		月
直近に終了した 3 会計年度中に国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルスの発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日がない場合の基準値 ・ 救急医療については、 別添 1 中別表 1 上欄に掲げる月数 (A) の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表 2 上欄に掲げる月数 (B) の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数を 7 5 0 から控除した数 ・ 災害医療については、 別添 1 中別表 3 上欄に掲げる月数 (A) の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表 4 上欄に掲げる月数 (B) の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数を 6 0 0 から控除した数	⑤	件
直近に終了した 3 会計年度における国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数 (※)	⑥	日

直近に終了した3会計年度中に国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合の基準値 (⑤-⑥×2÷3)	件
--	---

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した3会計年度における夜間（午後6時から翌日の午前8時までとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び年末年始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）及び土曜日又はその振替日）の救急搬送件数を記載すること。

※国又は地方公共団体からの要請により休業した日数

期間	日数
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
通算日数	⑥ 日

添付資料

- 夜間等救急自動車等搬送件数明細表
- 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等の写し（患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。））

夜間等救急自動車等搬送件数明細表

(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	件

(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	件

(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	件

(合 計)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 1 - 3 (精神科救急医療)

医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名： _____

住 所： _____

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

[時間外等診療件数]

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話等による 再診料 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	① 件
休日加算の算定件数	件	件	件	② 件
深夜加算の算定件数	件	件	件	③ 件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	④ 件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		⑤ 件
時間外等診療件数 (①+②+③+④+⑤)				⑥ 件

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した 3 会計年度における時間外等診療件数を記載すること。
- 「上記以外の時間外等入院患者数」については、①～④以外であって、初診に引き続いて入院した患者数を初診料 (A) の欄へ計上し、再診に引き続いて入院した患者数を再診料 (B) の欄へ計上すること。

添付資料

- 時間外等診療件数明細表
- 「上記以外の時間外等入院患者数」の受診時間を証明する書類及び入院した病室等の名称並びに算定した入院料の名称を証明する書類 (救急患者の日報、入院カルテ等。但し、患者の氏名等に係る部分については消去等の処理をすること。)
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号) 第 3 3 条の 7 の規定に基づく応急入院指定病院である旨を証明する書類 (指定書等の写し) を添付すること。

[精神科救急医療圏]

精神科救急医療圏名	人 口
	⑦ 人 (統計表名)
人口1万人対時間外等診療件数 (⑥/⑦×10,000)	人
国又は地方公共団体からの要請(新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。)を受けて休業した日数(※)	⑧ 日
$7.5 - ⑧ \times 0.02 \div 3$	

(記載上の注意事項)

- 直近に公表された国勢調査又は人口推計年報(総務省統計局)による都道府県又は市区町村別の人口総数の合計数を記載すること。

※国又は地方公共団体からの要請により休業した日数

期間	日数
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
通算日数	⑧ 日

時間外等診療件数明細表

(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話等に よる再診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話等に よる再診 (C)	合 計 (A+B-C)

時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話等による再診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

(合 計)

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話等による再診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 2 (災害医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名： _____

住 所： _____

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

[時間外等加算割合又は夜間等救急自動車等搬送件数]

- **添付書類 1-1 (救急医療)** 又は **添付書類 1-2 (救急医療)** に記載し、提出 (添付資料を含む。) すること。

[DMAT研修等の実績]

参加者の役職名	訓 練 又 は 研 修		
	実 施 者 名	訓練又は研修名	実施日又は実施期間

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度における防災訓練 (都道府県又は国) 又は研修 (DMAT研修) の参加状況を記載すること。

添付資料

- 訓練又は研修に参加したことを証明する書類 (修了証又は実施者からの参加依頼文等の写し (個人名欄は消去すること。))

[都道府県又は国からの災害派遣チーム (DMAT) の派遣要請への対応]

派遣要請日時	派遣先 (被災地)	派 遣 者 数	派遣要請拒否の理由

(記載上の注意事項)

- 過去の派遣要請への対応について記載すること。(過去において派遣要請がない場合は記載する必要はない。)
- 派遣者数は、医師〇名、看護師〇名のように記載すること。

添付書類3（新興感染症発生・まん延時における医療）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名： _____

住 所： _____

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

〔時間外等加算割合又は夜間等救急自動車等搬送件数〕

- **添付書類1-1（救急医療）**又は**添付書類1-2（救急医療）**に記載し、提出（添付資料を含む。）すること。

〔新興感染症の対応に係る訓練又は研修への職員の参加実績〕

- ・ 自病院が実施した訓練又は研修

実施日又は実施期間	訓練又は研修名	参加した職員数

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した会計年度における自病院が実施した訓練又は研修について記載すること。

添付資料

- 訓練又は研修ごとに参加した職員の役職名及び所属を記載したリスト（既存資料を提出する場合は、個人名欄は消去すること）。

- ・ 外部の機関が実施した訓練又は研修

実 施 者 名	実施日又は実施期間	訓練又は研修名	参加した職員数

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した会計年度における外部の機関が実施した訓練又は研修について記載すること。

添付資料

- 訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は実施者からの参加依頼文等の写し（個人名欄は消去すること。））
- 訓練又は研修ごとに参加した職員の役職名及び所属を記載したリスト（既存資料を提出する場合は、個人名欄は消去すること）。

[正当な理由がなく医療措置協定に基づく措置を講じていないと都道府県知事が認めるときの都道府県知事からの勧告の有無]

感染症法第36条の4第2項に規定する勧告を受けたことがある。	
--------------------------------	--

(記載上の注意事項)

- 過去に、都道府県知事から当該勧告を受けたことがある場合は、空欄に○を付すこと。

添付書類 4-1 (へき地医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名: _____

住 所: _____

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	へき地医療拠点病院の指定 (有 ・ 無)
病院の所在地	
管轄保健所名	

[へき地に所在する診療所に対する医師の延べ派遣日数]

支援診療所名	派遣日数	派遣医師数	医師の延べ派遣日数
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
合 計			※ 人日

[国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合]

期間	日数
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
通算日数	日

※ 「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、53 人日以上（へき地医療拠点病院の指定を受けている社会医療法人にあっては、他の医療法人から医師の派遣を受けて行われたへき地診療所に対する医師の派遣の延べ派遣日数は除く。）であること。国又は地方公共団体からの要請を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合は、（53－国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数）人日以上であること。（派遣を行うことができなかった日数が1月あたり4日を超える場合は、その月については当該日数を4日として計算することとする。）

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した会計年度におけるへき地に所在する診療所（当該医療法人が開設又は指定管理者として管理するものを除く。）に対する医師の延べ派遣日数を記載すること。
- 当該病院の所在地の都道府県において行っている医師派遣について記載すること。

添付資料

- 医師派遣明細表
- へき地に所在する診療所に対する医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援診療所との協定書等の写し）

医師派遣明細表

派遣日又は派遣期間	派遣日数	派遣先（診療所名）	派遣医師数	医師の延べ派遣日数	受診可能診療科目
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	

	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
合 計	—	—	—	人日	—

(記載上の注意事項)

- 派遣日は「令和〇年〇月〇日」、派遣期間は「令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日」と記載すること。
- 受診可能診療科目は派遣医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

添付書類 4-2 (へき地医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名： _____

住 所： _____

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	へき地医療拠点病院の指定 (有 ・ 無)
病院の所在地	
管轄保健所名	

[へき地に対する巡回診療の延べ診療日数]

地区名 (診療場所)	診療日数	診療医師数	延べ診療日数
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
合 計			※ 人日

[国又は地方公共団体からの要請 (新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。) を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合]

期間	日数
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
通算日数	日

※ 「延べ診療日数」の合計欄は、53 人日以上（へき地医療拠点病院の指定を受けている社会医療法人にあっては、他の医療法人から医師の派遣を受けて行われたへき地における巡回診療の延べ診療日数は除く。）であること。国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかった日がある場合は、（53－国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の巡回診療を行うことができなかった日数）人日以上であること。（巡回診療を行うことができなかった日数が1月あたり4日を超える場合は、その月については当該日数を4日として計算することとする。）

（記載上の注意事項）

- 直前に終了した会計年度におけるへき地に対する巡回診療の延べ診療日数を記載すること。
- 地区名欄に地区名及び診療場所（〇〇公民館等）を（ ）書で記載すること。
- 当該病院の所在地の都道府県において行っている巡回診療について記載すること。

添付資料

- 巡回診療明細表
- へき地に対する巡回診療の延べ診療日数を証明する書類（事業計画書等）

巡回診療明細表

診療日又は診療期間	診療日数	巡回先（診療場所）	診療 医師数	延べ 診療日数	受診可能 診療科目	受診延 患者数
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人

	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
合 計	—	—	—	人日	—	—

(記載上の注意事項)

- 診療日は「令和〇年〇月〇日」、診療期間は「令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日」と記載すること。
- 受診可能診療科目は巡回診療に従事した医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

添付書類 4-3 (へき地医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名： _____

住 所： _____

以下のとおり相違ありません。

診 療 所 名	
診療所の所在地	
管轄保健所名	

[へき地診療所診療日数]

診療日数 (年間)	病院等への救急搬送対応状況		
	搬送件数	搬送手段	搬送先
日間	件		

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度におけるへき地診療所の診療日数等を記載すること。

添付資料

- へき地診療所診療日明細表

[国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合]

期間	日数
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
通算日数	日

※ 「診療日数（年間）」は、209日以上であること。国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合は、(209－国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数)日以上であること。(休業した日数が1月あたり17日を超える場合は、その月については当該日数を17日として計算することとする。)

へき地診療所診療日明細表

診療日又は診療期間	診療時間	診療日数	診療医師数	受診可能 診療科目	受診延べ 患者数
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人

		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
合 計	—	日間	—	—	—

(記載上の注意事項)

- 診療日は「令和〇年〇月〇日」、診療期間は「令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日」と記載すること。
- 診療時間は「午前〇〇時から午後〇〇時まで」のように記載すること。
- 診療日数は診療時間の長短にかかわらず、診療を行った日数を記載すること。
- 受診可能診療科目は当該へき地診療所において実際に受診できる診療科目を全て記載すること。

添付書類 4-4 (へき地医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名: _____

住 所: _____

以下のとおり相違ありません。

医療法人名 病 院 名 病院所在地	
へき地医療拠点病院 所在地	
へき地診療所名 所在地	
管轄保健所名	

[へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数]

支援へき地医療 拠点病院名	派遣日数	派遣医師数	医師の延べ派遣日数
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
合 計			※ 人日

[国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合]

期 間	日 数
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日

年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
通算日数	日

※ 「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、106 人日以上であること。国又は地方公共団体からの要請を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合は、(106－国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数)人日以上であること。(派遣を行うことができなかった日数が1月あたり9日を超える場合は、その月については当該日数を9日として計算することとする。)

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度における、へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数を記載すること。
- 当該病院の所在地の都道府県のへき地医療拠点病院に対して行っている医師派遣について記載すること。

添付資料

- 医師派遣明細表
- へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援へき地医療拠点病院との協定書等の写し）

医師派遣明細表（当該病院→へき地医療拠点病院）

派遣日又は派遣期間	派遣日数	派遣先 (へき地医療拠点病院名)	派遣医師数	医師の延べ 派遣日数	受診可能 診療科目
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	

	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
合 計	—	—	—	人日	—

(記載上の注意事項)

- 派遣日は「令和〇年〇月〇日」、派遣期間は「令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日」と記載すること。
- 受診可能診療科目は派遣医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

[へき地医療拠点病院からへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数]

支援へき地診療所名	派遣日数 (うち、純増日数)	派遣医師数	医師の延べ派遣日数 (うち、純増日数)
	日間 (純増 日間)	人	人日 (純増 人日)
	日間 (純増 日間)	人	人日 (純増 人日)
	日間 (純増 日間)	人	人日 (純増 人日)
	日間 (純増 日間)	人	人日 (純増 人日)
	日間 (純増 日間)	人	人日 (純増 人日)
合 計	日間 (純増 日間)		※ 人日 (純増 人日)

[国又は地方公共団体からの要請を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合]

期間	日数
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
通算日数	日

※ 「医師の延べ派遣日数」の（純増 人日）の合計欄は、106 人日以上であること。国又は地方公共団体からの要請を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合は、（106－国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数）人日以上であること。（派遣を行うことができなかった日数が1月あたり9日を超える場合は、その月については当該日数を9日として計算することとする。）

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した会計年度における、当該へき地医療拠点病院からへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数を記載すること。
- 当該へき地医療拠点病院の所在地の都道府県のへき地診療所に対して行っている医師派遣について記載すること。
- （純増 日間）には、直近に終了した会計年度における、当該へき地医療拠点病院からへき地診療所に対する医師の派遣日数のうち、当該医療法人から医師の派遣を受けて行われたへき地診療所に対する医師の派遣日数を記載すること。

添付資料

- 医師派遣明細表
- へき地診療所に対する医師の延べ派遣日数を証明する書類（へき地医療拠点病院とへき地診療所との協定書等の写し）

医師派遣明細表（へき地医療拠点病院→へき地診療所）

派遣日又は派遣期間	派遣日数 (うち、純増日数)	派遣先 (へき地診療所)	派遣医師数	医師の延べ 派遣日数 (うち、純増日数)	受診可能 診療科目
	日間 (純増 日間)		人	人日 (純増 人日)	
	日間 (純増 日間)		人	人日 (純増 人日)	
	日間 (純増 日間)		人	人日 (純増 人日)	
	日間 (純増 日間)		人	人日 (純増 人日)	
	日間 (純増 日間)		人	人日 (純増 人日)	
	日間 (純増 日間)		人	人日 (純増 人日)	
	日間 (純増 日間)		人	人日 (純増 人日)	
	日間 (純増 日間)		人	人日 (純増 人日)	
	日間 (純増 日間)		人	人日 (純増 人日)	
	日間 (純増 日間)		人	人日 (純増 人日)	
	日間 (純増 日間)		人	人日 (純増 人日)	

	日間 (純増 日間)		人	人日 (純増 人日)	
	日間 (純増 日間)		人	人日 (純増 人日)	
	日間 (純増 日間)		人	人日 (純増 人日)	
	日間 (純増 日間)		人	人日 (純増 人日)	
合 計	—	—	—	人日 (純増 人日)	—

(記載上の注意事項)

- 派遣日は「令和〇年〇月〇日」、派遣期間は「令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日」と記載すること。
- 受診可能診療科目は派遣医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

添付書類 4-5 (へき地医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名: _____

住 所: _____

以下のとおり相違ありません。

医療法人名 病 院 名 病院所在地	
へき地医療拠点病院名 病院の所在地	
管轄保健所名	

[へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数]

支援へき地医療 拠点病院名	派遣日数	派遣医師数	医師の延べ派遣日数
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
合 計			※ 人日

[国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合]

期 間	日 数
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日

年 月 日～ 年 月 日	日
通算日数	日

※ 「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、106人日以上であること。国又は地方公共団体からの要請を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合は、(106－国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数)人日以上であること。(派遣を行うことができなかった日数が1月あたり9日を超える場合は、その月については当該日数を9日として計算することとする。)

(記載上の注意事項)

- 直前に終了した会計年度におけるへき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数を記載すること。
- 当該病院の所在地の都道府県のへき地医療拠点病院に対して行っている医師派遣について記載すること。

添付資料

- 医師派遣明細表
- へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援へき地医療拠点病院との協定書等の写し）

医師派遣明細表（医療法人→へき地医療拠点病院）

派遣日又は派遣期間	派遣日数	派遣先 (へき地医療拠点病院名)	派遣医師数	医師の延べ 派遣日数	受診可能 診療科目
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	

	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
合 計	—	—	—	人日	—

(記載上の注意事項)

- 派遣日は「令和〇年〇月〇日」、派遣期間は「令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日」と記載すること。
- 受診可能診療科目は派遣医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

[へき地に対する巡回診療の延べ診療日数]

地区名 (診療場所)	診療日数 (うち、純増日数)	診療医師数	延べ診療日数 (うち、純増日数)
	日間 (純増 日間)	人	人日 (純増 人日)
	日間 (純増 日間)	人	人日 (純増 人日)
	日間 (純増 日間)	人	人日 (純増 人日)
	日間 (純増 日間)	人	人日 (純増 人日)
	日間 (純増 日間)	人	人日 (純増 人日)
合 計	日間 (純増 日間)		※ 人日 (純増 人日)

[国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかった日がある場合]

期間	日数
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日

年 月 日～ 年 月 日	日
通算日数	日

※ 「延べ診療日数」の（純増 人日）の合計欄は、106人日以上であること。国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかった日がある場合は、（106－国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の巡回診療を行うことができなかった日数）人日以上であること。巡回診療を行うことができなかった日数が1月あたり9日を超える場合は、その月については当該日数を9日として計算することとする。）

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した会計年度における、当該へき地医療拠点病院からへき地に対する巡回診療の延べ診療日数を記載すること。
- 地区名欄に地区名及び診療場所（〇〇公民館等）を（ ）書で記載すること。
- 当該へき地医療拠点病院の所在地の都道府県において行っている巡回診療について記載すること。
- （純増 日間）には、直近に終了した会計年度における、当該へき地医療拠点病院からへき地に対する巡回診療の診療日数のうち、当該医療法人から医師の派遣を受けて行われた、へき地に対する巡回診療の診療日数を記載すること。

添付資料

- 巡回診療明細表
- へき地に対する巡回診療の延べ診療日数を証明する書類（事業計画書等）

巡回診療明細表（へき地医療拠点病院→巡回診療）

診療日又は診療期間	診療日数 (うち、純増日数)	巡回先 (診療場所)	診療 医 師 数	延 べ 診療日数	受診可能 診療科目	受診延 患者数
	日間 (純増 日間)		人	人日		人
	日間 (純増 日間)		人	人日		人
	日間 (純増 日間)		人	人日		人
	日間 (純増 日間)		人	人日		人
	日間 (純増 日間)		人	人日		人
	日間 (純増 日間)		人	人日		人
	日間 (純増 日間)		人	人日		人
	日間 (純増 日間)		人	人日		人
	日間 (純増 日間)		人	人日		人

	日間 (純増 日間)		人	人日		人
	日間 (純増 日間)		人	人日		人
	日間 (純増 日間)		人	人日		人
	日間 (純増 日間)		人	人日		人
	日間 (純増 日間)		人	人日		人
	日間 (純増 日間)		人	人日		人
	日間 (純増 日間)		人	人日		人
合 計	—	—	—	人日	—	—

(記載上の注意事項)

- 診療日は「令和〇年〇月〇日」、診療期間は「令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日」と記載すること。
- 受診可能診療科目は巡回診療に従事した医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

添付書類5（周産期医療）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名： _____

住 所： _____

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

〔分娩実施件数〕

会 計 年 度	件 数	内 ハイリスク分娩管理 加算の算定件数
令和 年 月 日 ～令和 年 月 日	件	件
令和 年 月 日 ～令和 年 月 日	件	件
令和 年 月 日 ～令和 年 月 日	件	件
合 計	件	件
3会計年度平均	件	—

(記載上の注意事項)

- 終了した3会計年度における分娩実施件数を記載すること。

〔母体搬送件数〕

会 計 年 度	件 数
令和 年 月 日 ～令和 年 月 日	件
令和 年 月 日 ～令和 年 月 日	件
令和 年 月 日 ～令和 年 月 日	件
合 計	件
3会計年度平均	件

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した3会計年度における母体搬送件数を記載すること。

添付資料

- 母体搬送件数明細表
- 母胎搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等の写し（患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。））

母体搬送件数明細表

(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

(合 計)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 6 (小児救急医療)

医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名： _____

住 所： _____

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

[6 歳未満の時間外等加算割合]

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	A 件	件
内 時間外加算の算定件数	件	① 件	件
内 休日加算の算定件数	件	② 件	件
内 深夜加算の算定件数	件	③ 件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	④ 件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	B 件	件
時間外等加算割合 $\{(①+②+③+④+B) \div A+B\}$		%	—

(記載上の注意事項)

- 直前に終了した 3 会計年度における初診料 (診療報酬の算定方法 (平成 2 0 年厚生労働省告示第 5 9 号) 別表 第一区分番号 A.000 に掲げるものをいう。) の算定件数を記載すること。

添付資料

- 時間外等加算件数明細表
- 「上記以外の時間外等入院患者数」の受診時間を証明する書類及び入院した病室等の名称並びに算定した入院料の名称を証明する書類 (救急患者の日報、入院カルテ等。但し、患者の氏名等に係る部分については消去等の処理をすること。)

時間外等加算件数明細表

(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

(合 計)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 7

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営）

申請者名： _____

住 所： _____

以下のとおり相違ありません。

1 運営組織（法第42条の2第1項第1号から第3号まで、規則第30条の35の3第1項第1号イ及びハ）

	総 数	最も人数の多い 親 族 等 の グループの人数	親 族 等 の 割 合	最も人数の多い 他の同一団体の グループの人数	他の同一団体 の 割 合
理 事	人	人	%	人	%
監 事	人			人	%
社 員	人	人	%		
評議員	人	人	%		

2 役員等の選任方法（規則第30条の35の3第1項第1号ロ）

（財団医療法人である場合は、該当する項目欄の□にチェックすること。）

すべての評議員を理事会において推薦

3 報酬等の支給基準（規則第30条の35の3第1項第1号ニ）

（該当する項目欄の□にチェックすること。）

理事、監事及び評議員に対する報酬等について、支給基準を定めている

	支給基準の内容
理 事	
監 事	
評議員	

添付資料

理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準

4 経理内容（規則第30条の35の3第1項第1号ホ及びへ）

区 分	医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容	特別の利益の有無
施設の利用		有 ・ 無
金銭の貸付け		有 ・ 無
資産の譲渡		有 ・ 無
給与の支給		有 ・ 無
役員等の選任		有 ・ 無
その他財産の運用及び事業の運営		有 ・ 無

5 遊休財産（規則第30条の35の3第1項第1号ト及び第2項）

区 分	金 額
A 資産の総額	円
B 純資産の額	円
C 純資産の額の資産の総額に対する割合（ $B/A \times 100$ ）	%
D 控除対象財産の帳簿価額（イからへまでの合計額）	円
イ 本来業務の用に供する財産	円
ロ 附帯業務の用に供する財産	円
ハ 収益業務の用に供する財産	円
ニ イからへまでに掲げる業務を行うために保有する財産	円
ホ 減価償却引当特定預金	円
へ 特定事業準備資金	円
E 遊休財産額（ $(A-D) \times C$ ）	円
F 事業費用の額	円

添付資料

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書（新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合に限る。）

6 保有財産（規則第30条の35の3第1項第1号チ）

区 分	具 体 的 な 内 容	他の団体の意思決定への関与の有無
株 式		有 ・ 無
出 資		有 ・ 無
社団法人の社員権		有 ・ 無
組合契約		有 ・ 無
信 託		有 ・ 無
外国の法令に基づく 財産		有 ・ 無

7 法令違反（規則第30条の35の3第1項第1号リ）

区 分	具 体 的 な 内 容	事実の有無
法令違反		有 ・ 無
勧告に反する開設、 増床、種別変更		有 ・ 無
帳簿書類の隠ぺい、 仮装		有 ・ 無
その他公益に反する 事実		有 ・ 無

「公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類（運営）」の記載要領

1 「1 運営組織」

- (1) 「理事、監事、社員及び評議員に関する明細表」（書類付表1）の記載内容に基づき、各欄を記載すること。
- (2) 「最も人数の多い他の同一団体のグループの人数」欄には、公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）（以下「公益法人等」という。）を除く他の同一団体のグループの人数を記載すること。

2 「2 役員等の選任方法」

該当する項目欄の□にチェックすること。

3 「3 報酬等の支給基準」

該当する項目欄の□にチェックすること。

支給基準を定めている場合には、その内容を記載し、当該支給基準を添付すること。

4 「4 経理内容」

- (1) 「医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容」欄には、「経理等に関する明細表」（書類付表2）の記載内容に基づき、次のように記載すること。

① 「施設の利用」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体が医療法人の施設を利用している場合に、その利用状況の内容を記載すること。

② 「金銭の貸付け」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に金銭を貸し付けている場合に、その貸付けの内容を記載すること。

③ 「資産の譲渡」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に資産を譲渡した場合に、その譲渡の内容を記載すること。

④ 「給与の支給」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対し支給している給与について、その支給の内容を記載すること。

⑤ 「役員等の選任」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体が理事、監事、社員又は評議員に選任された場合に、その選任状況の内容を記載すること。

⑥ 「その他財産の運用及び事業の運営」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体からの借用物件、借入金及び譲受資産等がある場合に、その取引の内容について記載すること。

- (2) 医療法人の関係者とは、次に掲げる者とする。

イ 当該医療法人の理事、監事又は使用人

ロ 当該医療法人が社団医療法人である場合にあっては、その社員

- ハ 当該医療法人が財団医療法人である場合にあっては、その設立者又は評議員
- ニ イからハマまでに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
- ホ イからハマまでに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ヘ イからハマまでに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ト ホ又はへに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

(3) 特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者とは、次に掲げる者とする。

- イ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益目的の事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体
- ロ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

5 「5 遊休財産」

「保有する資産の明細表」（書類付表3）の記載内容に基づき、次のように記載すること。

① 「A 資産の総額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の部の合計額を記載すること。ただし、純資産の部に評価・換算差額等の額を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を資産の部の合計額から控除するものとする。

② 「B 純資産の額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する純資産の部の合計額（貸借対照表上の資産の総額から負債の額を控除した額）を記載すること。ただし、評価・換算差額等の額を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を純資産の部の合計額から控除するものとする。

③ 「C 純資産の額の資産の総額に対する割合」欄

純資産の部の合計額の資産の部の合計額に占める割合（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を記載すること。

④ 「イ 本来業務の用に供する財産」欄

当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑤ 「ロ 附帯業務の用に供する財産」欄

医療法第42条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑥ 「ハ 収益業務の用に供する財産」欄

医療法第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑦ 「ニ イからハマまでに掲げる業務を行うために保有する財産」欄

現に使用されていないが、イからハマまでに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の帳簿価額（業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）を記載すること。

⑧ 「ホ 減価償却引当特定預金」欄

イからハマまでに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額を記載すること。

⑨ 「へ 特定事業準備資金」欄

将来の特定の事業（定款又は寄附行為に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金に係る支出及びホの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「〇〇事業特定預金」の合計額を記載すること。

⑩ 「E 遊休財産額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の総額から控除対象財産の帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額の資産の総額に対する割合を乗じて得た額（その数に小数点未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を記載すること。

6 「6 保有財産」

① 「株式」欄

医療法人が株式を保有している場合に、その内容を記載すること。

② 「出資」欄

医療法人が特別の法律により設立された法人の発行する出資に基づく権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

③ 「社団法人の社員権」欄

医療法人が合名会社、合資会社、合同会社その他の社団法人の社員権を保有している場合に、その内容を記載すること。

④ 「組合契約」欄

医療法人が民法第667条第1項に規定する組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

⑤ 「信託」欄

医療法人が信託契約に基づく委託者又は受益者としての権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

⑥ 「外国の法令に基づく財産」欄

医療法人が外国の法令に基づく財産であって、①から⑤までに掲げる財産に類するものを保有している場合に、その内容を記載すること。

7 「7 法令違反」

「法令違反」欄には、直近の3会計年度において、次に掲げる事実がある場合に、その内容を記載すること。

イ 医療に関する法律に基づき医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合

ロ 医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果、重大な不適合事項があり、都道府県知事から改善勧告が行われたが是正されない場合

ハ 医療法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合

ニ 医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められた場合であって、医療法第64条第1項の必要な措置をとるべき旨の命令若しくは第2項の業務の全部若しくは一部の停止の命令又は役員了解任の勧告が発せられた場合

ホ その他イからニまでに相当する医療関係法令についての重大な違反事実があった場合

「理事、監事、社員及び評議員に関する明細表」（書類付表1）の記載要領

- (1) 理事、監事、社員及び評議員（以下「社員等」という。）について、申請時に就任しているすべての者を、それぞれ別葉に記載すること。
- (2) 「区分」欄には、社員等のいずれかを記載すること。なお、役職名（理事長等）を記載すること。
- (3) 「親族等の関係」欄には、社員等のそれぞれについて、それぞれのグループの中で親族関係を有する者及び特殊の関係がある者がいる場合に、その旨（例えば、〇〇の配偶者、△△の使用人等）を記載すること。
なお、親族関係を有する者及び特殊の関係がある者とは、次に掲げる者をいう。
 - イ 社員等の配偶者及び三親等以内の親族
 - ロ 社員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 社員等の使用人及び使用人以外の者で当該社員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ニ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
- (4) 「職業」欄には、当該医療法人における役職等及び当該医療法人以外の勤務先又は所属している学術団体等の名称並びに役職等をすべて具体的に（例えば当法人〇〇病院院長、〇〇会社社長、〇〇事務所事務員、〇〇医師会会員等）記載し、当該勤務先又は学術団体等にかかる法人格の有無について「法人格の有無」欄に記載すること。

経理等に関する明細表

1 医療法人の関係者等の施設の利用明細

区 分	関係者等の 氏名又は名称	特殊の関係	内 容	利用年月日	利用料金
施設の貸与					
そ の 他					

2 医療法人の関係者等に対する貸付金の明細

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

3 医療法人の関係者等に対する譲渡資産の明細

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

4 医療法人の業務に従事している関係者等である従業員の明細

氏名	職務内容	就職年月日	常勤又は非常勤の別	社員等との関係	給与の支給の有無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無

5 その他

(1) 医療法人の関係者等からの借用物件の明細

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

(2) 医療法人の関係者等からの借入金の明細

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

(3) 医療法人の関係者等からの譲受資産の明細

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

(4) 医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細

関係者等の氏名	特殊の関係	医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細				
		法人名	所在地	代表者名	取引状況	役職等

(5) その他財産の運用及び事業の運営

医療法人の関係者等の氏名又は名称	具 体 的 な 内 容

「申請者の経理等に関する明細表」（書類付表2）の記載要領

1 各欄共通

医療法人の関係者等とは、次に掲げる者とする。

- イ 当該医療法人の理事、監事又は使用人
- ロ 当該医療法人が社団医療法人である場合にあっては、その社員
- ハ 当該医療法人が財団医療法人である場合にあっては、その設立者又は評議員
- ニ イからハマまでに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
- ホ イからハマまでに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ヘ イからハマまでに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ト ホ又はヘに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
- チ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第4号に規定する公益目的事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体
- リ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

2 「1 医療法人の関係者等の施設の利用明細」

① 申請時における医療法人の関係者等について、次の区分に応じて記載すること。

- イ 医療法人の関係者等に対して、医療法人の土地、建物等の物件を賃貸（無償で使用させている場合を含む。）している場合には、「施設の貸与」欄にその内容を記載すること。
- ロ 医療法人の関係者等に対して、上記以外に当該医療法人の施設を利用させている場合には、「その他」欄にその内容を記載すること。

② 「特殊の関係」欄には、使用者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

③ 「内容」欄には、その施設の利用状況（例えば、社宅として建物を貸与、他の法人（会社）の事務室等）を記載すること。

④ 「利用年月日」欄には、その施設の利用年月日（例えば、社宅の貸与の場合等には利用期間）を記載すること。

3 「2 医療法人の関係者等に対する貸付金の明細」

① 医療法人の関係者等に対する貸付金がある場合に記載すること。

② この表の記載は、貸付先の異なるごとに記載すること。

③ 貸付金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。

④ 貸付当初の元本は、貸換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。

⑤ 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

4 「3 医療法人の関係者等に対する譲渡資産の明細」

- ① 直近に終了した3会計年度において、医療法人の関係者等（譲渡時に医療法人の関係者等であった者を含む。）に対して、医療法人の土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲渡がある場合に記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

5 「4 医療法人の業務に従事している関係者等である従業員の明細」

- ① 申請時の従業員（医療法人の業務に従事している社員等（理事、監事、社員及び評議員をいう。以下同じ。）のうち、医療法人の関係者等について記載すること。
- ② 「職務内容」欄には、現在の担当している職務の内容（例えば、副院長、内科部長、事務長等）を記載すること。
- ③ 「社員等との関係」欄には、医療法人の社員等との関係（例えば、その者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名等）について記載すること。

6 「5 その他」の「(1) 医療法人の関係者等からの借用物件の明細」

- ① 直近に終了した会計年度の末日現在において、医療法人の関係者等から土地、建物、医療機械器具等の物件を賃借（無償で使用している場合を含む。）している場合に記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、貸主が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- ③ 「備考」欄には、賃借に際し、権利金、敷金の支払の有無及びその支払金額を記載すること。

7 「5 その他」の「(2) 医療法人の関係者等からの借入金の明細」

- ① 医療法人の関係者等からの借入金がある場合に記載すること。
- ② この表の記載は、債権者の異なるごとに記載すること。
- ③ 借入金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。
- ④ 借入当初の元本は、借換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。
- ⑤ 「特殊の関係」欄には、債権者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

8 「5 その他」の「(3) 医療法人の関係者等からの譲受資産の明細」

- ① 直近に終了した3会計年度において、医療法人の関係者等（譲渡時に医療法人の関係者等であった者を含む。）から、医療法人に対して土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲受がある場合に記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、譲受の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

9 「5 その他」の「(4) 医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細」

- ① 申請時において、医療法人の関係者等が社員等(従業員を含む。)となっている他の法人がある場合に、その明細を記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、当該関係者等が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人又は団体名を記載すること。
- ③ 「取引状況」欄には、当該他の法人と申請医療法人との取引の状況(例えば、病院の清掃を請け負う等)を記載すること。
- ④ 「役職等」欄には、他の法人における当該関係者等の役職等(例えば、役員、従業員等)を記載すること。

10 「5 その他」の「(5) その他財産の運用及び事業の運営」

申請時において、上記以外に財産の運用及び事業の運営に関し、医療法人の関係者等が利益を受けている場合に、その内容を記載すること。

保有する資産の明細表

1 総括表

区 分	業務の用に 供する財産	保有財産	減価償却引 当特定預金	特定事業 準備資金	その他の財産
流動資産	円				円
現金及び預金					円
事業未収金	円				円
有価証券					円
たな卸資産	円				円
前渡金	円				円
前払費用	円				円
その他の流動資産	円				円
固定資産	円	円	円	円	円
有形固定資産	円	円			円
建物	円	円			円
構築物	円	円			円
医療用器械備品	円	円			円
その他の器械備品	円	円			円
車両及び船舶	円	円			円
土地	円	円			円
建物仮勘定		円			円
その他の有形固定資産	円	円			円
無形固定資産	円	円			円
借地権	円	円			円
ソフトウェア	円	円			円
その他の無形固定資産	円	円			円
その他の資産	円		円	円	円
有価証券					円
長期貸付金					円
役職員等長期貸付金					円
長期前払費用	円				円
繰延税金資産	円				円
減価償却引当特定預金			円		
〇〇事業特定預金				円	
その他の固定資産	円				円
資産合計	① 円	② 円	③ 円	④ 円	円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について記載すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。

2 業務の用に供する財産の明細

施設名(事業名) 区分	合 計			
流動資産	円	円	円	円
事業未収金	円	円	円	円
たな卸資産	円	円	円	円
前渡金	円	円	円	円
前払費用	円	円	円	円
その他の流動資産	円	円	円	円
固定資産	円	円	円	円
有形固定資産	円	円	円	円
建物	円	円	円	円
構築物	円	円	円	円
医療用器械備品	円	円	円	円
その他の器械備品	円	円	円	円
車両及び船舶	円	円	円	円
土地	円	円	円	円
その他の有形固定資産	円	円	円	円
無形固定資産	円	円	円	円
借地権	円	円	円	円
ソフトウェア	円	円	円	円
その他の無形固定資産	円	円	円	円
その他の資産	円	円	円	円
長期前払費用	円	円	円	円
繰延税金資産	円	円	円	円
その他の固定資産	円	円	円	円
資産合計	⑤ 円	円	円	円

(記載上の注意事項)

- 直前に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載（同一施設内において複数の事業を行っている場合にあつては、主たる事業については施設名、その他については事業名を記載）すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。
ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他これに類する資産については追加しないこと。
- ⑤が①と一致すること。

3 保有財産の明細

保有財産（使用目的）	使用予定年月日	取得年月日	取得価額	保有財産の帳簿価額
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合 計	—	—	円	⑥ 円

(記載上の注意事項)

- ⑥が②と一致すること。

4 減価償却引当特定預金の明細

当該資金の目的	財産の取得又は改良の予定年度	左記の予定年度に必要な最低額	減価償却累計額	減価償却引当特定預金の帳簿価額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑦ 円

(記載上の注意事項)

- ⑦が③と一致すること。

5 特定事業準備資金の明細

当該資金の目的	特定事業の開始予定年度	左記の予定年度に必要な最低額	毎会計年度に積み立てる額	特定事業準備資金の帳簿価額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑧ 円

(記載上の注意事項)

- ⑧が④と一致すること。
- 当該資金の目的毎に必要な最低額に関する合理的な算定根拠について、「特定事業準備資金の明細の別紙」（任意の様式）を作成し、併せて提出すること。（なお、当該別紙についても閲覧対象であること）

「保有する資産の明細表」(書類付表3)の記載要領

1 「1 総括表」、「2 業務の用に供する財産の明細」、「3 保有財産の明細」、「4 減価償却引当特定預金の明細」、「5 特定事業準備資金の明細」

① 総括表の「業務の用に供する財産」欄及び「2 業務の用に供する財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「2 業務の用に供する財産の明細」は施設毎に記載し、「施設名」欄に当該施設名(本来業務を行う施設で附帯業務又は収益業務も行う場合にあっては、当該附帯業務又は収益業務に係る事業名)を記載すること。

イ 当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産の帳簿価額

ロ 医療法第42条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額

ハ 医療法第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務の用に供する財産の帳簿価額

② 総括表の「保有財産」欄及び「3 保有財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「3 保有財産の明細」は保有財産の種類毎に記載し、「保有財産」欄にその種類と当該財産の使用目的(例えば、土地(病院)、建物(診療所)等)を記載すること。

ニ 現に使用されていないが、イからハマまでに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の帳簿価額(業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。)

③ 総括表の「減価償却引当特定預金」欄及び「4 減価償却引当特定預金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「4 減価償却引当特定預金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。

ホ イからハマまでに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額

④ 総括表の「特定事業準備資金」欄及び「5 特定事業準備資金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「5 特定事業準備資金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。

ヘ 将来の特定の事業(定款又は寄附行為に定められた事業に限る。)の実施のために特別に支出(引当金にかかる支出及びホの資金を除く。)する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「〇〇事業特定預金」の額

2 「6 土地の明細」

① 医療法人が所有する土地(借地を含む。)を住所毎に記載すること。

② 「総面積」欄には、その土地の総面積を記載すること。

③ 「内 借地の面積」欄及び「内 自地の面積」欄には、その土地の借地に係る面積及び医療法人が所有する土地に係る面積をそれぞれ記載すること。

④ 「用途の区分」欄には、その土地の用途の異なるごとに、その用途(例えば、〇〇病院、〇〇診療所、介護老人保健施設〇〇、〇〇介護医療院、医師住宅等)を記載すること。

3 「7 建物の明細」

① 「区分」欄には、建物(借家を含む。)の棟等の異なるごとに、その建物の名称(例えば、本館、第1外来診療棟、第1病棟等)を記載すること。

② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要(例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造

2階建等)を記載し、耐震構造を有する場合は「(耐震)」を記載すること。

なお、耐震構造を有する場合とは、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和56年5月31日以前に建築された建物であっても、建築基準法(昭和56年6月1日施行令改正)に基づく耐震基準を満たしている場合や耐震補強工事等により新耐震基準を満たしているものをいう。

- ③ 「総面積」欄には、その建物の延べ面積を記載すること。
- ④ 「自家・借家」欄には、「自家」又は「借家」と記載すること。
- ⑤ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途(例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等)を記載すること。
- ⑥ 「用途別の面積」欄には、その建物の用途別の延べ面積を記載すること。

4 「8 医療用器械備品の明細」

- ① 医療法人が所有する主要な医療用器械備品(借用を含む。)を器械毎に記載すること。
- ② 「単価」欄には、その器械の直前に終了した会計年度における帳簿価額(借用の場合は、その器械の直前に終了した会計年度における年間賃借料)を記載すること。
- ③ 「自用・借用」欄には、「自用」又は「借用」と記載すること。
- ④ 「用途の区分」欄には、その器械の用途(例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室等)を記載すること。